■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
第１章　総則	**第１章　総則**	
第１節　略	第１節　略	
第２節　計画の性格 １　福岡県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画 この計画は、福岡県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画に基づいて策定したものであって、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないよう、緊密に連携を図った上で作成されたものである。	第２節　計画の性格 １　福岡県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画 この計画は、福岡県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画に基づいて策定したものであって、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないよう、緊密に連携を図った上で作成したものである。	記載の適正化
２　略 ３　計画の構成 この計画の構成は、次の５章による。 (1)　略 (2)　第２章　災害事前対策 原子力災害が発生したときの体制など、整備しておく対策をあらかじめ定める。	２　略 ３　計画の構成 この計画の構成は、次の５章による。 (1)　略 (2)　第２章　災害事前対策 原子力災害が発生した際の体制など、整備しておく対策をあらかじめ定める。	記載の適正化
(3)　略 (4)　第４章　災害復旧対策 緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策を定める。	(3)　略 (4)　第４章　災害復旧対策 緊急事態解除宣言後において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策を定める。	記載の適正化
(5)　略 ４～５　略	(5)　略 ４～５　略	
第３節～第４節　略	第３節～第４節　略	
第５節　原子力災害対策重点区域を含む市町村の範囲 防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器の整備、避難計画の策定など原子力災害対策重点区域の範囲は、指針における「緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ（Urgent Protective action planning Zone.以下「ＵＰＺ」という。））」を踏まえて定めるものとする。	第５節　原子力災害対策重点区域を含む市町村の範囲 防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器の整備、避難計画の策定など原子力災害対策重点区域の範囲は、指針における「緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ（Urgent Protective Action Planning Zone.以下「ＵＰＺ」という。））」を踏まえて定めるものとする。	字句の修正
本県において原子力災害重点区域の範囲は、玄海原子力発電所からおおむね半径 30ｋｍの円内（以下「対象地域」という。）とし、対象市町村は、この地域を含む糸島市とする。 ただし、放射性物質の拡散は、原子力災害発生時の気象条件や地形の影響を受けることから、放射線量の実測値などを指針における「運用上の介入レベル（ＯＩＬ（Operational Intervention Level.以下「ＯＩＬ」という。ただし、放出された放射性核種組成が明確になった時点で初期設定値が改定された場合には、改定後の値によるものとする。））」に照らし合わせ、必要な防護措置を実施するものとする。	本県において原子力災害重点区域の範囲は、玄海原子力発電所からおおむね半径 30ｋｍの円内（以下「対象地域」という。）とし、対象市町村は、この地域を含む糸島市とする。 ただし、放射性物質の拡散は、原子力災害発生時の気象条件や地形の影響を受けることから、放射線量の実測値などを指針における「運用上の介入レベル（ＯＩＬ（Operational Intervention Level.以下「ＯＩＬ」という。ただし、放出された放射性核種組成が明確になった時点で初期設定値が改定された場合には、改定後の値によるものとする。））」に照らして、必要な防護措置を実施するものとする。	字句の修正
なお、糸島市以外の市町村（以下「その他市町村」という。）においても、避難者の受入れを行う場合に供え、必要に応じ、その他市町村における情報伝達・広報活動、避難者の受入れなどに係る事項を検討するよう努める。	なお、糸島市以外の市町村（以下「その他市町村」という。）においても、避難者の受入れを行う場合に備え、必要に応じ、その他市町村における情報伝達・広報活動、避難者の受入れなどに係る事項を検討するよう努める。	字句の修正
[　原子力災害対策重点区域（玄海原子力発電所からおおむね半径 30ｋｍの地域）] 略	[　原子力災害対策重点区域（玄海原子力発電所からおおむね半径 30ｋｍの地域）] 略	
第６節　原子力施設の状態に応じた防護措置などの実施 県及び糸島市は、玄海原子力発電所で災害が発生した場合、指針などに基づく以下の事態区分に応じて、対象地域における防護措置などを準備	第６節　原子力施設の状態に応じた防護措置などの実施 県及び糸島市は、玄海原子力発電所で災害が発生した場合、指針に基づく以下の事態区分に応じて、対象地域における防護措置などを準備し、実	記載の適正化

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正　新旧対照表

旧

し、実施する。

なお、事故の規模や原子力施設の状態に応じ、対象地域外においても、国の指示に基づき段階的に防護措置を実施することがある。

事態区分		区分の概要	具体的事例	防護措置などの例
情報収集事態		佐賀県玄海町で震度５弱以上の地震が発生した場合		（情報収集態勢）
緊急事態区分	警戒事態	原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備などを開始する必要がある段階	・佐賀県玄海町で震度６弱以上の地震が発生した場合 ・使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下した場合	（警戒態勢）
	施設敷地緊急事態	原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、施設周辺において、避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階	・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできない場合 ・原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合 他	・屋内退避の準備

新

施する。

なお、事故の規模や原子力施設の状態に応じ、対象地域外においても、国の指示に基づき段階的に防護措置を実施することがある。

事態区分		区分の概要	具体的事例	防護措置などの例
情報収集事態		佐賀県玄海町で震度５弱以上の地震が発生した場合		（情報収集態勢）
緊急事態区分	警戒事態	原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備などを開始する必要がある段階	・佐賀県玄海町で震度６弱以上の地震が発生した場合 ・使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下した場合	（警戒態勢）
	施設敷地緊急事態	原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、施設周辺において、避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階	・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできない場合 ・原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合 他	・屋内退避の準備

改正理由

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正　新旧対照表

旧

	全面緊急事態	原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性の高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階	・原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができない場合 ・原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできない場合 他	・　屋内退避の実施 ・　安定ヨウ素剤の服用準備（配布など） ・　避難、一時移転、避難退域時検査の準備（避難・一時移転先、輸送手段、避難退域時検査場所の確保など）

第７節　放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、緊急時モニタリングによる測定結果を、ＯＩＬに照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

［ ＯＩＬと防護措置 ］

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm※3 （皮膚から数cmでの検出器の計数率）	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、 基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
			β線：13,000cpm※4【１ヶ月後の値】 （皮膚から数cmでの検出器の計数率）	

新

	全面緊急事態	原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性の高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階	・原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができない場合、又は停止したことを確認することができない場合 ・原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできない場合 他	・　屋内退避の実施 ・　安定ヨウ素剤の服用準備（配布など） ・　避難、一時移転、避難退域時検査の準備（避難・一時移転先、輸送手段、避難退域時検査場所の確保など）

第７節　放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、緊急時モニタリングの測定結果を、ＯＩＬに照らして、必要な防護措置を実施する。

［ ＯＩＬと防護措置 ］

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β線：40,000 cpm※3 （皮膚から数cmでの検出器の計数率）	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、 基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
			β線：13,000cpm※4【１か月後の値】 （皮膚から数cmでの検出器の計数率）	

改正理由

原子力災害対策指針(R02.2修正)に基づく修正

字句の修正

記載の適正化

記載の適正化

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正　新旧対照表

旧

早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を１週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）			１日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに１週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	ＯＩＬ６による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h※6 （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	１週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※１　略

※２　本値は地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上１ｍでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。ＯＩＬ１については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ１の基準を超えた場合、ＯＩＬ２については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えたときから起算して概ね１日が経過した時点の空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※３　略

※４　※３と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm2 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※５～６　略

※７　その他の核種の設定の必要性も含めて、今後、国が検討する。その際、ＩＡＥＡのＧＳＧ－２におけるＯＩＬ６の値を参考として数値を設定する。

※８　略

※９　ＩＡＥＡでは、ＯＩＬ６に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃

新

早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を１週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）			１日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに１週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	ＯＩＬ６による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h※6 （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	１週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※１　略

※２　本値は地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上１ｍでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。ＯＩＬ１については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ１の基準を超えた場合、ＯＩＬ２については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えたときから起算しておおむね１日が経過した時点の空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※３　略

※４　※３と同様、表面汚染密度は約 40Bq/㎠相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※５～６　略

※７　その他の核種の設定の必要性も含めて、今後検討する。その際、ＩＡＥＡのＧＳＧ－２におけるＯＩＬ６を参考として数値を設定する。

※８　略

※９　ＩＡＥＡでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始さ

改正理由

原子力災害対策指針(H30.7 修正)に基づく修正

原子力災害対策指針(H30.7 修正)に基づく修正

原子力災害対策指針(H30.7 修正)に基づく修正

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正　新旧対照表

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>改正理由</th></tr>
<tr><td>度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるＯＩＬ３、その測定のためのスクリーニング基準であるＯＩＬ５が設定されている。ただし、ＯＩＬ３については、ＩＡＥＡの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、ＯＩＬ５については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。
（出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」）</td><td>れるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるＯＩＬ３等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。
（出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」）</td><td>原子力災害対策指針(H30.7修正)に基づく修正</td></tr>
<tr><td>第８節　防災関係機関の事務又は業務の大綱
原子力防災に関し、県、市町村、関係行政機関、関係公共機関及びその他防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）第１編総則第３章第２節に定める「処理すべき業務又は業務の大綱」を基本に、次のとおりとする。

[処理すべき事務又は業務の大綱]
１　県　略
２　市町村
<table><tr><th>機関名</th><th>所掌事項</th></tr><tr><td>(1)糸島市</td><td>ア　原子力防災体制の整備
イ　通信施設及び通信連絡体制の整備
ウ　モニタリング施設及び体制の整備の協力
エ　環境条件の把握
オ　原子力防災に関する知識の普及と啓発
カ　教育及び訓練の実施
キ　災害発生時における国、県などとの連絡調整
ク　応急対策活動に要する資機材などの整備
ケ　災害状況の把握及び情報提供
コ　緊急時モニタリングへの協力
サ　住民などの退避､避難誘導及び救助並びに立入制限
シ　行政機関、学校等の避難
ス　原子力災害医療への協力
セ　住民などへの汚染飲料水・飲食物の摂取制限
ソ　住民などへの汚染農林水産物などの出荷制限など
タ　放射性物質による汚染の除去
チ　放射性物質の付着した廃棄物の処理
ツ　各種制限措置の解除
テ　損害賠償の請求などに必要な資料の整備
ト　情報が十分伝わらないことによる混乱(いわゆる風評被害）の影響の軽減
ナ　文教対策
ニ　相談窓口の設置
ヌ　市管理の道路の管理
ネ　災害時における避難経路及び輸送経路の確保
ノ　その他災害対策に必要な措置</td></tr><tr><td>(2)その他市町村</td><td>ア　原子力防災に関する知識の普及と啓発
イ　教育及び訓練の実施
ウ　災害状況の把握及び情報提供</td></tr></table></td><td>第８節　防災関係機関の事務又は業務の大綱
原子力防災に関し、県、市町村、関係行政機関、関係公共機関及びその他防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）第１編総則第３章第２節に定める「処理すべき業務又は業務の大綱」を基本に、次のとおりとする。

[処理すべき事務又は業務の大綱]
１　県　略
２　市町村
<table><tr><th>機関名</th><th>所掌事項</th></tr><tr><td>糸島市</td><td>(1)　原子力防災体制の整備
(2)　通信施設及び通信連絡体制の整備
(3)　モニタリング施設及び体制の整備の協力
(4)　環境条件の把握
(5)　原子力防災に関する知識の普及と啓発
(6)　教育及び訓練の実施
(7)　災害発生時における国、県などとの連絡調整
(8)　応急対策活動に要する資機材などの整備
(9)　災害状況の把握及び情報提供
(10)　緊急時モニタリングへの協力
(11)　住民などの退避、避難誘導及び救助並びに立入制限
(12)　行政機関、学校等の避難
(13)　原子力災害医療への協力
(14)　住民などへの汚染飲料水・飲食物の摂取制限
(15)　住民などへの汚染農林水産物などの出荷制限など
(16)　放射性物質による汚染の除去
(17)　放射性物質の付着した廃棄物の処理
(18)　各種制限措置の解除
(19)　損害賠償の請求などに必要な資料の整備
(20)　情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減
(21)　文教対策
(22)　相談窓口の設置
(23)　市管理の道路の管理
(24)　災害時における避難経路及び輸送経路の確保
(25)　その他災害対策に必要な措置</td></tr><tr><td>その他市町村</td><td>(1)　原子力防災に関する知識の普及と啓発
(2)　教育及び訓練の実施
(3)　災害状況の把握及び情報提供</td></tr></table></td><td>字句の修正</td></tr>
</table>

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正　新旧対照表

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>改正理由</th></tr>
<tr>
<td>
<table>
<tr><td></td><td>エ　緊急時モニタリングへの協力
オ　糸島市住民などの避難受入に係る協力
カ　住民などへの汚染飲料水・飲食物の摂取制限
キ　住民などへの汚染農林水産物などの出荷制限など
ク　原子力災害医療への協力
ケ　放射性物質による汚染の除去
コ　放射性物質の付着した廃棄物の処理
サ　各種制限措置の解除
シ　損害賠償の請求などに必要な資料の整備
ス　情報が十分伝わらないことによる混乱(いわゆる風評被害）の影響の軽減
セ　文教対策
ソ　災害時における避難経路及び輸送経路の確保</td></tr>
</table>
３～４　略
５　指定地方行政機関
<table>
<tr><th>機　関　名</th><th>所　掌　事　項</th></tr>
<tr><td>(1)　九州管区警察局</td><td>ア　警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整
イ　広域的な交通規制の指導調整
ウ　災害に関する情報収集及び連絡調整</td></tr>
<tr><td>(2)　福岡財務支局</td><td>ア　災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整</td></tr>
<tr><td>(3)　九州厚生局</td><td>ア　災害時における厚生労働本省及び独立行政法人国立病院機構との連絡調整</td></tr>
<tr><td>(4)　九州農政局</td><td>ア　災害時における農地、農業用施設、家畜・家きん、農林水産物などへの影響に係る情報収集及び安全性確認のための指導に関すること
イ　災害時における応急用食糧の確保などに関すること
ウ　農林漁業者の経営維持安定に必要な資金の融通の指導
エ　被災地周辺の家畜･家きん、飼料、たい肥、農林水産物などの移動制限及び解除に関する指導
オ　災害時の政府所有米穀の供給の支援</td></tr>
<tr><td>(5)　九州森林管理局(福岡森林管理署）</td><td>ア　国有林野・国有林産物の状況の把握
イ　材木（原木）の供給促進など、災害時の材木需要への対応</td></tr>
<tr><td>(6)　九州経済産業局</td><td>ア　被災商工業者への支援に関すること
イ　復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保</td></tr>
<tr><td>(7)　九州産業保安監督部</td><td>ア　火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設などの保安確保
イ　鉱山における保安確保</td></tr>
</table>
</td>
<td>
<table>
<tr><td></td><td>(4)　緊急時モニタリングへの協力
(5)　糸島市住民などの避難受入に係る協力
(6)　住民などへの汚染飲料水・飲食物の摂取制限
(7)　住民などへの汚染農林水産物などの出荷制限など
(8)　原子力災害医療への協力
(9)　放射性物質による汚染の除去
(10)　放射性物質の付着した廃棄物の処理
(11)　各種制限措置の解除
(12)　損害賠償の請求などに必要な資料の整備
(13)　情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減
(14)　文教対策
(15)　災害時における避難経路及び輸送経路の確保</td></tr>
</table>
３～４　略
５　指定地方行政機関
<table>
<tr><th>機　関　名</th><th>所　掌　事　項</th></tr>
<tr><td>九州管区警察局</td><td>(1)　警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整
(2)　広域的な交通規制の指導調整
(3)　災害に関する情報収集及び連絡調整</td></tr>
<tr><td>福岡財務支局</td><td>災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整</td></tr>
<tr><td>九州厚生局</td><td>災害時における厚生労働本省及び独立行政法人国立病院機構との連絡調整</td></tr>
<tr><td>九州農政局</td><td>(1)　災害時における農地、農業用施設、家畜・家きん、農林水産物などへの影響に係る情報収集及び安全性確認のための指導に関すること
(2)　災害時における応急用食糧の確保などに関すること
(3)　農林漁業者の経営維持安定に必要な資金の融通の指導
(4)　被災地周辺の家畜･家きん、飼料、たい肥、農林水産物などの移動制限及び解除に関する指導
(5)　災害時の政府所有米穀の供給の支援</td></tr>
<tr><td>九州森林管理局（福岡森林管理署）</td><td>(1)　国有林野・国有林産物の状況の把握
(2)　材木（原木）の供給促進など、災害時の材木需要への対応</td></tr>
<tr><td>九州経済産業局</td><td>(1)　被災商工業者への支援に関すること
(2)　復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保</td></tr>
<tr><td>九州産業保安監督部</td><td>(1)　火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設などの保安確保
(2)　鉱山における保安確保</td></tr>
</table>
</td>
<td>字句の修正</td>
</tr>
</table>

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正　新旧対照表

旧

(8)　九州運輸局（福岡運輸支局）	ア　災害時における輸送用車両の斡旋、確保 イ　災害時における船舶の斡旋、確保 ウ　自動車運送事業者及び船舶運航事業者、港湾運送事業者に対する運送命令など エ　運送の安全確保に関する指導
(9)　大阪航空局（福岡空港事務所及び北九州空港事務所）	ア　航空機による輸送の安全確保に必要な措置 イ　指定地域上空の飛行規制とその周知徹底
(10)　第七管区海上保安本部	ア　災害時における船舶の退避及び航行制限などの措置 イ　救援物資、避難者などの緊急海上輸送の支援 ウ　海上における救急・救助活動の実施 エ　緊急時海上モニタリングの支援
(11)　福岡管区気象台	ア　災害時における気象情報の発表及び伝達 イ　災害時及びその後の防災機関の応急復旧活動時などにおける、対象地域周辺の気象予報や防災上の留意事項などを記載した支援資料の提供
(12)　九州総合通信局	ア　災害時における電気通信の確保 イ　非常通信の統制、管理 ウ　災害地域における電気通信施設の被害状況の把握
(13)　福岡労働局	ア　労働者の被ばく管理の監督指導 イ　労働災害調査及び労働者の労災補償 ウ　労働者の確保・被災者の職業あっせん
(14)　九州地方整備局	ア　国管理の国道、一級河川の管理 イ　災害時における避難経路及び輸送経路の確保

6　自衛隊

機　関　名	所　掌　事　項
(1)　陸上自衛隊西部方面総監部・第四師団	ア　緊急時空中モニタリング及び空中輸送の支援 イ　住民などの避難、物資の輸送などにおける陸上輸送支援 ウ　その他災害応急対策の支援
(2)　海上自衛隊佐世保地方総監部	ア　緊急時海上モニタリング及び上輸送の支援 イ　住民などの避難、物資の輸送などにおける海上輸送支援 ウ　その他災害応急対策の支援
(3)　航空自衛隊西部航空方面隊	ア　その他災害応急対策の支援

新

九州運輸局（福岡運輸支局）	(1)　災害時における輸送用車両の斡旋、確保 (2)　災害時における船舶の斡旋、確保 (3)　自動車運送事業者及び船舶運航事業者、港湾運送事業者に対する運送命令など (4)　運送の安全確保に関する指導
大阪航空局（福岡空港事務所及び北九州空港事務所）	(1)　航空機による輸送の安全確保に必要な措置 (2)　指定地域上空の飛行規制とその周知徹底
第七管区海上保安本部	(1)　災害時における船舶の退避及び航行制限などの措置 (2)　救援物資、避難者などの緊急海上輸送の支援 (3)　海上における救急・救助活動の実施 (4)　緊急時海上モニタリングの支援
福岡管区気象台	(1)　災害時における気象情報の発表及び伝達 (2)　災害時及びその後の防災機関の応急復旧活動時などにおける、対象地域周辺の気象予報や防災上の留意事項などを記載した支援資料の提供
九州総合通信局	(1)　災害時における電気通信の確保 (2)　非常通信の統制、管理 (3)　災害地域における電気通信施設の被害状況の把握
福岡労働局	(1)　労働者の被ばく管理の監督指導 (2)　労働災害調査及び労働者の労災補償 (3)　労働者の確保・被災者の職業あっせん
九州地方整備局	(1)　国管理の国道、一級河川の管理 (2)　災害時における避難経路及び輸送経路の確保

6　自衛隊

機　関　名	所　掌　事　項
陸上自衛隊西部方面総監部・第四師団	(1)　緊急時空中モニタリング及び空中輸送の支援 (2)　住民などの避難、物資の輸送などにおける陸上輸送支援 (3)　その他災害応急対策の支援
海上自衛隊佐世保地方総監部	(1)　緊急時海上モニタリング及び海上輸送の支援 (2)　住民などの避難、物資の輸送などにおける海上輸送支援 (3)　その他災害応急対策の支援
航空自衛隊西部航空方面隊	その他災害応急対策の支援

改正理由

字句の修正

字句の修正

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正　新旧対照表

旧

7　指定公共機関

機　関　名	所　掌　事　項
(1)　九州旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社	ア　災害時における人員及び物資の緊急輸送 の協力
(2)　西日本電信電話株式会社（福岡支店）、NTT コミュニケーションズ株式会社、株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社	ア　災害時における通信の確保
(3)　日本銀行（福岡支店、北九州支店）	ア　銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 イ　資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ウ　金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ　金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ　各種措置に関する広報
(4)　日本赤十字社（福岡県支部）	ア　災害時における医療救護などの実施
(5)　日本放送協会（福岡放送局）	ア　災害情報の伝達 イ　原子力防災知識の普及
(6)　西日本高速道路株式会社	ア　災害時における避難経路及び輸送経路などの確保
(7)　日本通運株式会社（福岡支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	ア　災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
(8)　西部ガス株式会社	ア　災害時におけるガスの供給確保
(9)　日本郵便株式会社（九州支社）	ア　災害時における郵便事業運営の確保

8　指定地方公共機関

機　関　名	所　掌　事　項
(1)　西日本鉄道株式会社、筑豊電気鉄道株式会社	ア　災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
(2)　福岡国際空港株式会社	ア　航空機輸送の安全確保と空港機能の確保

新

7　指定公共機関

機　関　名	所　掌　事　項
九州旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社	災害時における人員及び物資の緊急輸送の 協力
西日本電信電話株式会社（福岡支店）、NTT コミュニケーションズ株式会社、株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社	災害時における通信の確保
日本銀行（福岡支店、北九州支店）	(1)　銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 (2)　資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 (3)　金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4)　金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5)　各種措置に関する広報
日本赤十字社（福岡県支部）	災害時における医療救護などの実施
日本放送協会（福岡放送局）	(1)　災害情報の伝達 (2)　原子力防災知識の普及
西日本高速道路株式会社	災害時における避難経路及び輸送経路などの確保
日本通運株式会社（福岡支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
西部ガス株式会社	災害時におけるガスの供給確保
日本郵便株式会社（九州支社）	災害時における郵便事業運営の確保

8　指定地方公共機関

機　関　名	所　掌　事　項
西日本鉄道株式会社、筑豊電気鉄道株式会社	災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
福岡国際空港株式会社	航空機輸送の安全確保と空港機能の確保

改正理由

字句の修正

字句の修正

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正　新旧対照表

旧		新		改正理由
(3)　大牟田ガス株式会社、西日本ガス株式会社	ア　災害時におけるガスの供給確保	大牟田ガス株式会社、西日本ガス株式会社	災害時におけるガスの供給確保	
(4)　福岡県水難救済会	ア　水難の際の人命及び船舶の救助に関すること	福岡県水難救済会	水難の際の人命及び船舶の救助に関すること	
(5)　西日本新聞社、朝日新聞西部本社、毎日新聞西部本社、読売新聞西部本社、時事通信社福岡支社、共同通信社福岡支社、熊本日日新聞社福岡支社、日刊工業新聞西部支社	ア　災害情報の伝達 イ　原子力防災知識の普及	西日本新聞社、朝日新聞西部本社、毎日新聞西部本社、読売新聞西部本社、時事通信社福岡支社、共同通信社福岡支社、熊本日日新聞社福岡支社、日刊工業新聞西部支社	(1)　災害情報の伝達 (2)　原子力防災知識の普及	
(6)　戸畑共同火力株式会社	ア　災害時の電力供給確保	戸畑共同火力株式会社	災害時の電力供給確保	
(7)　ＲＫＢ毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社ＴＶＱ九州放送、株式会社ＣＲＯＳＳＦＭ、ラブエフエム国際放送株式会社	ア　災害情報の伝達 イ　原子力防災知識の普及	ＲＫＢ毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社ＴＶＱ九州放送、株式会社ＣＲＯＳＳＦＭ、ラブエフエム国際放送株式会社	(1)　災害情報の伝達 (2)　原子力防災知識の普及	
(8)　福岡県医師会	ア　災害時における医療救護などの実施	福岡県医師会	災害時における医療救護などの実施	
(9)　福岡県歯科医師会	ア　災害時における歯科医療救護などの実施	福岡県歯科医師会	災害時における歯科医療救護などの実施	
(10)　福岡県トラック協会	ア　災害時における緊急物資輸送の協力	福岡県トラック協会	災害時における緊急物資輸送の協力	
(11)　福岡県ＬＰガス協会	ア　災害時におけるＬＰガスの供給確保	福岡県ＬＰガス協会	災害時におけるＬＰガスの供給確保	
(12)　福岡県看護協会	ア　医療の視点からの要配慮者などへの支援	福岡県看護協会	医療の視点からの要配慮者などへの支援	
(13)　福岡県社会福祉協議会	ア　福祉の視点からの要配慮者などへの支援	福岡県社会福祉協議会	福祉の視点からの要配慮者などへの支援	
(14)　福岡県薬剤師会	ア　災害時の医療救護（調剤）などの実施	福岡県薬剤師会	災害時の医療救護（調剤）などの実施	
９　その他公共的団体		９　その他公共的団体		字句の修正
機　関　名	所　掌　事　項	機　関　名	所　掌　事　項	
(1)　農業協同組合	ア　農産物の出荷制限など応急対策の指導 イ　食料供給支援	農業協同組合	(1)　農産物の出荷制限など応急対策の指導 (2)　食料供給支援	

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正　新旧対照表

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>改正理由</th></tr>
<tr>
<td>
<table>
<tr><td>(2)　森林組合</td><td>ア　林産物に関する対策の指導</td></tr>
<tr><td>(3)　漁業協同組合連合会・漁業協同組合</td><td>ア　水産物の出荷制限など応急対策の指導</td></tr>
<tr><td>(4)　商工会議所・商工会</td><td>ア　救助用物資及び復旧資材の確保、協力並びに斡旋</td></tr>
<tr><td>(5)　学校法人</td><td>ア　原子力防災に関する知識の普及及び指導
イ　原子力災害時における児童・生徒の避難に関する体制の確立及び実施
ウ　避難施設としての協力</td></tr>
</table>
10　略
</td>
<td>
<table>
<tr><td>森林組合</td><td>林産物に関する対策の指導</td></tr>
<tr><td>漁業協同組合連合会・漁業協同組合</td><td>水産物の出荷制限など応急対策の指導</td></tr>
<tr><td>商工会議所・商工会</td><td>救助用物資及び復旧資材の確保、協力並びに斡旋</td></tr>
<tr><td>学校法人</td><td>(1)　原子力防災に関する知識の普及及び指導
(2)　原子力災害時における児童・生徒の避難に関する体制の確立及び実施
(3)　避難施設としての協力</td></tr>
</table>
10　略
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
第２章　災害事前対策	**第２章　災害事前対策**	
第１節　災害事前対策の概要 本章は、災対法、原災法及び協定に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害発生に備える事前対策について定める。	第１節　災害事前対策の概要 本章は、災対法、原災法及び協定に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害発生に備えた事前対策について定める。	字句の修正
第２節　効果的な応急対策活動のための事前対策 １　原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況などの届出の受理 （原子力事業者、糸島市、県（防災危機管理局）） 原子力事業者は、原災法第７条に基づき、原子力事業者防災業務計画を策定するとともに、県に対し各種届出を行い、県は、届出を受けた県は、糸島市に送付する。	第２節　効果的な応急対策活動のための事前対策 １　原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況などの届出の受理 （原子力事業者、糸島市、県（防災危機管理局）） 原子力事業者は、原災法第７条に基づき、原子力事業者防災業務計画を策定するとともに、県に対し、各種届出を行い、届出を受けた県は、糸島市に送付する。	記載の適正化
(1)　原子力事業者防災業務計画の協議 県は、原子力事業者が策定又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県地域防災計画と整合性を保つなどの観点から、原子力事業者が計画を策定又は修正しようとする日の 60 日前までにその計画案を受理し、協議を開始する。 また、糸島市に計画案を送付し、相当の期限を定めて意見を聴くとともに、必要に応じて原子力事業者との協議に反映させるものとする。	(1)　原子力事業者防災業務計画の協議 県は、原子力事業者が策定又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県地域防災計画との整合性を保つなどの観点から、原子力事業者が計画を策定又は修正しようとする日の 60 日前までにその計画案を受理し、協議を開始する。 また、糸島市に計画案を送付し、相当の期限を定めて意見を聴くとともに、必要に応じて原子力事業者との協議に反映させるものとする。	字句の修正
(2)　略	(2)　略	
２　協定に基づく現地確認 （原子力事業者、県（防災危機管理局）） 原子力施設における防災対策が適切に行われているか実態を把握するため、県は、協定第４条に基づき、職員を派遣し、現地確認することができる。 県及び原子力事業者は、現地確認において、相互に意見を述べることができる。	２　協定に基づく現地確認 （原子力事業者、県（防災危機管理局）） 原子力施設における防災対策が適切に行われているか実態を把握するため、県は、協定第４条に基づき、職員を派遣し、現地確認をすることができる。 その際、県及び原子力事業者は、相互に意見を述べることができる。	字句の修正
３　略	３　略	
４　原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携 （国（原子力防災専門官、上席放射線防災専門官）、糸島市、県（防災危機管理局、環境保全課）） (1)　原子力防災専門官との連携 県及び糸島市は、地域防災計画原子力災害対策編の策定、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集・伝達、防災訓練、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、県民などに対する原子力防災に関する情報提供、災害時の連絡体制、防護対策などの緊急時対応について、平常時から原子力防災専門官と密接な連携を図る。	４　原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携 （国（原子力防災専門官、上席放射線防災専門官）、糸島市、県（防災危機管理局、環境保全課）） (1)　原子力防災専門官との連携 県及び糸島市は、地域防災計画（原子力災害対策編）の策定、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集・伝達、防災訓練、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、県民などに対する原子力防災に関する情報提供、災害時の連絡体制、防護対策などの緊急時対応について、平常時から原子力防災専門官と密接な連携を図る。	字句の修正
(2)　略	(2)　略	
５　即応体制の整備 （国、佐賀県、長崎県、糸島市、その他市町村、原子力事業者、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、各部主管課、関係各課）） 原子力災害時に応急対策活動を効果的に行うため、県、国、糸島市及びその他防災関係機関は、あらかじめ災害警戒本部や災害対策本部の組織編成を定めるなど、即応体制の整備を図る。（組織などについては、第３章を参照）	５　即応体制の整備 （国、佐賀県、長崎県、糸島市、その他市町村、原子力事業者、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、各部主管課、関係各課）） 原子力災害時に応急対策活動を効果的に行うため、県、国、糸島市及びその他防災関係機関は、あらかじめ災害警戒本部や災害対策本部の組織編成を定めるなど、即応体制の整備を図る。（組織などについては、第３章を参照）	
(1)　情報収集・警戒態勢をとるために必要な体制などの整備 ア　情報収集態勢をとるために必要な体制 県及び糸島市は、情報収集事態の発生を覚知した場合、速やかに	(1)　情報収集・警戒態勢をとるために必要な体制などの整備 ア　情報収集態勢をとるために必要な体制 県及び糸島市は、情報収集事態の発生を覚知した場合、速やかに	

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
職員を非常参集させ、情報の収集・連絡を行うために必要な体制を整備する。 イ～ウ　略 エ　国の現地事故対策連絡会議への職員派遣の準備 県及び糸島市は、国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに職員を迅速に派遣するため、国が現地に配置する原子力防災専門官などと協議してあらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段を定めておく。 (2)　災害対策本部体制などの整備 県及び糸島市は、全面緊急事態が発生し原子力緊急事態宣言が発出された場合又は知事若しくは糸島市長が必要と認めた場合、災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、設置場所、職務権限、本部の組織・掌握事務及び職員の参集配備体制などについてあらかじめ定めておく。 県は、国の原子力災害現地対策本部や県の糸島現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ定めておく。 (3)　オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会の体制の整備 ア～イ　略 ウ　派遣職員など 県、県警察及び糸島市は、オフサイトセンターにおいて防災対策に従事する職員、派遣方法及びその役割などについてあらかじめ定めておくものとする。 (4)～(5)　略 ６　情報収集･伝達体制の整備 （国、佐賀県、長崎県、県警察、糸島市、その他市町村、原子力事業者、非常通信協議会、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、各部主管課、関係各課）） 原子力施設などで災害が発生した場合、非常時の情報連絡を直ちに受けるとともに、国、市町村及びその他防災関係機関と緊密な連携を図りつつ、その状況などを県民に広報する必要がある。そこで、県は、国、佐賀県、長崎県、糸島市、その他市町村、原子力事業者及びその他防災関係機関と原子力災害に関する情報の収集・伝達を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制の整備を行う。 (1)～(2)　略 (3)　情報の分析整理 ア～イ　略 ウ　防災対策上必要とされる資料 県は糸島市と協力して、応急対策の的確な実施に資するため、次に掲げる社会環境に関する資料及び防護資機材などに関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、県庁内に設置する災害対策本部の設置予定施設、オフサイトセンター及び糸島市内に設置する糸島現地災害対策本部の設置予定施設に適切に備え付ける。 ①　～④　略 ７　広域防災体制の整備 （国、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、他の都道府県、県警察、糸島市、その他市町村、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、原子力災害対応医療機関、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、医療指導課、関係各課）） 原子力災害が発生した場合、広域的な応援要請を迅速かつ円滑に行うた	職員を非常参集させ、情報収集態勢をとるために必要な体制を整備する。 イ～ウ　略 エ　国の現地事故対策連絡会議への職員派遣の準備 県及び糸島市は、国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに職員を迅速に派遣するため、国が現地に配置する原子力防災専門官などと協議してあらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておく。 (2)　災害対策本部体制などの整備 県及び糸島市は、全面緊急事態が発生し原子力緊急事態宣言が発出された場合又は知事若しくは糸島市長が必要と認めた場合、災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、設置場所、職務権限、本部の組織・掌握事務及び職員の参集配備体制などについて、あらかじめ定めておく。 県は、国の原子力災害現地対策本部や県の糸島現地災害対策本部についても、同様にあらかじめ定めておく。 (3)　オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会の体制の整備 ア～イ　略 ウ　派遣職員など 県、県警察及び糸島市は、オフサイトセンターにおいて、協議会の運営等防災対策に従事する職員、派遣方法及びその役割などについて、あらかじめ定めておくものとする。 (4)～(5)　略 ６　情報収集･伝達体制の整備 （国、佐賀県、長崎県、県警察、糸島市、その他市町村、原子力事業者、非常通信協議会、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、各部主管課、関係各課）） 原子力事業者は、原子力施設などで災害が発生した場合、直ちに非常時等の情報連絡を関係機関へするとともに、県は、国、市町村及びその他防災関係機関と緊密な連携を図りつつ、その状況などを県民に広報する必要がある。そのため、県は、国、佐賀県、長崎県、糸島市、その他市町村、原子力事業者及びその他防災関係機関と原子力災害に関する情報の収集・伝達を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制の整備を行う。 (1)～(2)　略 (3)　情報の分析整理 ア～イ　略 ウ　防災対策上必要とされる資料 県は糸島市と協力して、応急対策の的確な実施に資するため、次に掲げる資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、県災害対策本部の設置予定施設、オフサイトセンター及び糸島現地災害対策本部の設置予定施設に適切に備え付ける。 ①～④　略 ７　広域防災体制の整備 （国、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、他の都道府県、県警察、糸島市、その他市町村、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、原子力災害対応医療機関、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、医療指導課、関係各課）） 原子力災害が発生した場合、広域的な応援要請を迅速かつ円滑に行うた	記載の適正化 記載の適正化 字句の修正 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
め、県及び防災関係機関は、原子力防災体制について相互に情報交換し、防災対策の充実に努めるとともに、協定締結などによる個別の協力体制の構築など広域的な応援体制の整備に努める。 (1)～(2)　略 (3)　受援体制の整備 ア～イ　略 ウ　専門家の派遣要請手続の整備 県及び糸島市は、警戒事態の発生を覚知した場合又は警戒事態若しくは施設敷地緊急事態発生の情報連絡を受けた場合又は災害警戒本部などを設置した場合に、必要に応じ、国に対し、事態の把握のために専門家及び専門的知識を有する職員の派遣要請を行う手続をあらかじめ定めておく。 エ　原子力災害医療派遣チーム派遣要請体制の整備 県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、高度な被ばく医療ができる高度被ばく医療支援センターなどからなる原子力災害医療派遣チームの派遣要請手続についてあらかじめ定めておくとともに、受入れ体制の整備など必要な準備を整えておく (4)　略 ８　略 ９　県民などへの情報提供体制の整備 （国、糸島市、その他市町村、原子力事業者、県（防災危機管理局、県民情報広報課、国際局国際政策課・地域課、高齢者地域包括ケア推進課、介護保険課、福祉総務課、各部主管課、関係各課、保健福祉（環境）事務所）） 原子力災害が発生した場合、県民などに対し危険回避のための情報や災害情報などを迅速かつ的確に提供するため、県、国、糸島市、その他市町村及び原子力事業者は、県民などに提供すべき情報項目の整理や多様なメディアの活用体制の整備など情報提供体制の整備を図る。 (1)　略 (2)　情報提供体制の整備 県は、県民など及び報道関係機関に対し的確な情報を継続的に提供できるよう、その体制の整備を図るとともに、必要に応じ、糸島市及びその他市町村を指導する。 糸島市及びその他市町村は、住民などへ的確な情報を継続的に提供できるよう、情報提供体制の整備を図る。 情報提供体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、要配慮者（高齢者、障がいのある方など、被災者の年齢、性別、障がいの有無などから、災害時に特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。））及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に提供されるよう、多様なメディアの活用や自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員などとの協力・連携に努める。 (3)　住民相談窓口の設置など 県、国、糸島市及びその他市町村及び原子力事業者は、住民などからの問合せに対応する住民相談窓口の設置などについて、事故の状況に応じて必要な対応を考慮しつつ、24 時間受付体制を取ることも含めてあらかじめその方法、体制などについて定めておく。 (4)　略 10　略 11　原子力災害医療体制の整備 （糸島市、消防機関、日本赤十字社福岡県支部、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、原子力事業者、高度被ばく医療支援センターなど、県（健康	め、県及び防災関係機関は、原子力防災体制について相互に情報交換し、防災対策の充実に努めるとともに、協定締結などによる個別の協力体制の構築など広域的な応援体制の整備に努める。 (1)～(2)　略 (3)　受援体制の整備 ア～イ　略 ウ　専門家の派遣要請手続の整備 県及び糸島市は、警戒事態の発生を覚知した場合又は警戒事態若しくは施設敷地緊急事態発生の情報連絡を受けた場合又は災害警戒本部などを設置した場合は、必要に応じて、国に対し、事態の把握のために専門家及び専門的知識を有する職員の派遣要請を行う手続をあらかじめ定めておく。 エ　原子力災害医療派遣チーム派遣要請体制の整備 県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、高度被ばく医療支援センターなどからなる原子力災害医療派遣チームの派遣要請手続についてあらかじめ定めておくとともに、受入れ体制の整備など必要な準備を整えておく。 (4)　略 ８　略 ９　県民などへの情報提供体制の整備 （国、糸島市、その他市町村、原子力事業者、県（防災危機管理局、県民情報広報課、国際局国際政策課・地域課、高齢者地域包括ケア推進課、介護保険課、福祉総務課、各部主管課、関係各課、保健福祉（環境）事務所）） 原子力災害が発生した場合、県民などに対し、危険回避のための情報や災害情報などを迅速かつ的確に提供するため、県、国、糸島市、その他市町村及び原子力事業者は、県民などに提供すべき情報項目の整理や多様なメディアの活用体制の整備など情報提供体制の整備を図る。 (1)　略 (2)　情報提供体制の整備 県は、県民などに対し、的確な情報を継続的に提供できるよう、その体制の整備を図るとともに、必要に応じ、糸島市及びその他市町村を指導する。 糸島市及びその他市町村は、住民などへ的確な情報を継続的に提供できるよう、情報提供体制の整備を図る。 情報提供体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、要配慮者（高齢者、障がいのある方など、被災者の年齢、性別、障がいの有無などから、災害時に特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。））及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に提供されるよう、多様なメディアの活用や自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員などとの協力・連携に努める。 (3)　住民相談窓口の設置など 県、国、糸島市及びその他市町村及び原子力事業者は、住民などからの問合せに対応する住民相談窓口の設置などについて、事故の状況に応じて必要な対応を考慮しつつ、24 時間受付体制を取ることも含め、あらかじめその方法、体制などについて定めておく。 (4)　略 10　略 11　原子力災害医療体制の整備 （糸島市、消防機関、日本赤十字社福岡県支部、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、原子力事業者、高度被ばく医療支援センターなど、県（健康	字句の修正 記載の適正化 字句の修正 記載の適正化 字句の修正

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
増進課、医療指導課、薬務課)） 原子力災害が発生した場合に原子力災害医療を適切に実施するため、県、糸島市、消防機関、原子力事業者及び別途県が「原子力災害医療マニュアル」で定める高度被ばく医療支援センターなどは、その役割に応じて要員や資機材の確保、訓練の実施など、あらかじめ必要な体制の整備に努める。(組織などについては、第３章を参照) また、県は、国と連携し、原子力災害医療活動を充実・強化するため、地域の災害拠点病院を活用するなど既存の災害時の医療提供体制を踏まえ、放射線障害に対応する高度被ばく医療センターなどにおける広域的な原子力災害医療体制の構築に努める。 (1)～(4)　略 (5)　安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備 県は、糸島市及び医療機関などと連携し、住民などが緊急時に避難や一時移転を行う際に、安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布・服用に関与する医師・薬剤師の手配などについて、あらかじめ定めるとともに、安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。 併せて、県は、糸島市と連携し、服用の効果・対象者、禁忌などについて説明するための説明書などをあらかじめ準備する。 なお、県は、糸島市と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し、副作用が発生した住民などの受入協力を依頼するなど救急医療体制の整備に努める。 (6)～(8)　略	増進課、医療指導課、薬務課)） 原子力災害が発生した場合に原子力災害医療を適切に実施するため、県、糸島市、消防機関、原子力事業者及び別途県が「原子力災害医療マニュアル」で定める高度被ばく医療支援センターなどは、その役割に応じて要員や資機材の確保、訓練の実施など、あらかじめ必要な体制の整備に努める。(組織などについては、第３章を参照) また、県は、国と連携し、原子力災害医療活動を充実・強化するため、地域の災害拠点病院を活用するなど既存の災害時の医療提供体制を踏まえ、放射線障害に対応する高度被ばく医療支援センターなどにおける広域的な原子力災害医療体制の構築に努める。 (1)～(4)　略 (5)　安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備 県は、糸島市及び医療機関などと連携し、住民などが緊急時に避難や一時移転を行う際に、安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布・服用に関与する医師・薬剤師の手配などについて、あらかじめ定めるとともに、安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。 併せて、県は、糸島市と連携し、服用の効果・対象者、禁忌などについて説明するための説明書などをあらかじめ準備する。 なお、県は、糸島市と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し、副作用が発生した住民などの受入協力を依頼するなど救急医療体制の整備に努める。 (6)～(8)　略	記載の適正化 防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正
12　避難受入れ活動体制の整備 （国、県警察、糸島市、その他市町村、消防機関、県看護協会、県社会福祉協議会、原子力事業者、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、国際局国際政策課・地域課、健康増進課、医療指導課、高齢者地域包括ケア推進課、介護保険課、福祉総務課、子育て支援課、児童家庭課、障がい福祉課、交通政策課、教育庁高校教育課、義務教育課、特別支援教育課)） 原子力災害が発生し、広域的な避難等が必要となった場合、迅速かつ円滑に行うことが重要である。また、糸島市は、避難計画を策定する必要があることから、県、糸島市、消防機関及びその他防災関係機関は、住民などの安全確保を図るため、県の「原子力災害広域避難基本計画」（以下「基本計画」という。）や糸島市の「原子力災害広域避難個別計画」（以下「個別計画」という。）の策定、指定避難所の整備など平常時から住民などの避難体制の整備に努める。 (1)　避難計画の策定 東京電力福島第一原子力発電所の原子力災害が広範囲に及び、市町村の区域を越える広域的な避難が必要となったことに鑑み、広域的自治体である県が、市町村と連携して広域避難の基本的な考え方である「基本計画」を策定する。 糸島市は、「基本計画」を踏まえ、県、国、自衛隊、県警察、海上保安部、原子力事業者及び関係機関の協力のもと、対象地域の住民に関する避難等についての「個別計画」を策定する。 また、県は、糸島市に対し、県警察、国及び原子力事業者等の協力のもと、「個別計画」の策定について必要な支援を行う。 ただし、放射性物質の拡散は、原子力災害発生時の気象条件や地形の影響を受けることから、放射線量の実測値などをＯＩＬに照らし合わせ、必要な防護措置を実施するものとする。 (2)～(3)　略	12　避難受入れ活動体制の整備 （国、県警察、糸島市、その他市町村、消防機関、県看護協会、県社会福祉協議会、原子力事業者、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、国際局国際政策課・地域課、健康増進課、医療指導課、高齢者地域包括ケア推進課、介護保険課、福祉総務課、子育て支援課、児童家庭課、障がい福祉課、交通政策課、教育庁高校教育課、義務教育課、特別支援教育課)） 原子力災害が発生し、広域的な避難等が必要となった場合、迅速かつ円滑に行うことが重要である。県及び糸島市は、住民などの安全確保を図るため、県の「原子力災害広域避難基本計画」（以下「基本計画」という。）や糸島市の「原子力災害広域避難個別計画」（以下「個別計画」という。）の策定、指定避難所の整備など消防機関及びその他防災関係機関等と連携し、平常時から住民などの避難体制の整備に努める。 (1)　避難計画の策定 東京電力福島第一原子力発電所の原子力災害が広範囲に及び、市町村の区域を越える広域的な避難が必要となったことに鑑み、広域的自治体である県が、市町村と連携して広域避難の基本的な考え方である「基本計画」を策定する。 糸島市は、「基本計画」を踏まえ、県、国、自衛隊、県警察、海上保安部、原子力事業者及び関係機関の協力のもと、対象地域の住民に関する避難等についての「個別計画」を策定する。 また、県は、県警察、国及び原子力事業者等の協力のもと、糸島市の「個別計画」の策定について必要な支援を行う。 (2)～(3)　略	記載の適正化 記載の適正化

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
(4)　住民等の避難状況の確認体制の整備 県は、糸島市が避難等のための立ち退きの勧告又は指示などを行った場合において、住民などの避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備するよう助言する。 糸島市は、避難等のために立ち退きの勧告又は指示などを行った場合、住民などの避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備する。	(4)　住民等の避難状況の確認体制の整備 県は、糸島市が避難等のための立ち退きの指示などを行った場合において、住民などの避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備するよう助言する。 糸島市は、避難等のために立ち退きの指示などを行った場合、住民などの避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備する。	原子力災害対策特別措置法改正に基づく修正
(5)　指定避難所などへの避難方法などの周知 県は、糸島市に対し、屋内退避の方法、指定避難所などへの避難方法（自家用車の利用、愛護動物との同行避難を含む）、避難退域時検査及び安定ヨウ素剤配布などの場所について、日頃から住民などへの周知徹底に努めるよう助言するとともに、その他市町村に対し、避難者を受入れる指定避難所、避難方法について、日頃から住民などへの周知徹底に努めるよう助言する。 糸島市は、指定避難所などへの避難方法、屋内退避の方法について、日頃から住民などへの周知徹底に努める。 その他市町村は、避難者を受入れる指定避難所などへの避難方法について、日頃から住民などへの周知徹底に努める。	(5)　指定避難所などへの避難方法などの周知 県は、糸島市に対し、屋内退避の方法、指定避難所などへの避難方法（自家用車の利用、愛護動物との同行避難を含む）、避難退域時検査及び安定ヨウ素剤配布などの場所について、日頃から住民などへの周知徹底に努めるよう助言するとともに、その他市町村に対し、避難者を受入れる指定避難所、避難方法について、日頃から住民などへの周知徹底に努めるよう助言する。 糸島市は、屋内退避の方法、指定避難所などへの避難方法について、日頃から住民などへの周知徹底に努める。 その他市町村は、避難者を受入れる指定避難所などへの避難方法について、日頃から住民などへの周知徹底に努める。	記載の適正化
13　行政機関、学校等の避難先 （学校等、糸島市、県（防災危機管理局、私学振興・青少年育成局政策課・私学振興課、市町村支援課、教育庁総務企画課、教職員課、施設課、義務教育課、体育スポーツ健康課）） 糸島市は、庁舎や学校等の所在地が避難等のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合に備え、業務を行うべき避難先をあらかじめ定めておく。	13　行政機関、学校等の避難先 （学校等、糸島市、県（防災危機管理局、私学振興・青少年育成局政策課・私学振興課、市町村支援課、教育庁総務企画課、教職員課、施設課、義務教育課、体育スポーツ健康課）） 糸島市は、庁舎や学校等の所在地が避難等のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれる場合に備え、業務を行うべき避難先をあらかじめ定めておく。	原子力災害対策特別措置法改正に基づく修正
14　略	14　略	
15　防災業務関係者への研修 （国、県警察、糸島市、その他市町村、消防機関、指定公共機関、県（防災危機管理局、医療指導課、環境保全課、各部主管課、関係各課）） 県、県警察、糸島市、その他市町村及び消防機関は、関係省庁などが実施する原子力防災に関する研修に防災業務関係者を積極的に参加させるなどして、防災知識の習得、防災技術の習熟を図る。 また、県は、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項などについて、防災業務関係者に対する研修を必要に応じ実施する。 ①～⑫　略	15　防災業務関係者への研修 （国、県警察、糸島市、その他市町村、消防機関、指定公共機関、県（防災危機管理局、医療指導課、環境保全課、各部主管課、関係各課）） 県、県警察、糸島市、その他市町村及び消防機関は、関係省庁などが実施する原子力防災に関する研修に防災業務関係者を積極的に参加させるなど、防災知識の習得、防災技術の習熟を図る。 また、県は、国及び防災関係機関と連携し、以下に掲げる事項などについて、必要に応じて防災業務関係者に対する研修を実施する。 ①～⑫　略	字句の修正
16　救助･救急及び防護資機材の整備 （国（原子力防災専門官、第七管区海上保安本部）、県警察、糸島市、消防機関、日本赤十字社福岡県支部、原子力事業者、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、薬務課）） 原子力災害が発生した場合に被ばく者の救助・救急活動を行うため、県、県警察、国、海上保安部、糸島市、消防機関及び原子力事業者等は、その役割に応じて応急救護用医薬品及び防護服などの資機材の整備に努める。	16　救助･救急及び防護資機材の整備 （国（原子力防災専門官、第七管区海上保安本部）、県警察、糸島市、消防機関、日本赤十字社福岡県支部、原子力事業者、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、薬務課）） 原子力災害が発生した場合に放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（それらの疑いのある者を含む。以下「被ばく傷病者」という。）の救助・救急活動を行うため、県、県警察、国、海上保安部、糸島市、消防機関及び原子力事業者等は、その役割に応じて応急救護用医薬品及び防護服などの資機材の整備に努める。	記載の適正化
(1)～(2)　略	(1)～(2)　略	
17　核燃料物質等の運搬中の事故（福岡県が管轄する場所で事象が発生した場合）に対する防災体制の整備 （国、県警察、市町村、消防機関、原子力事業者等、県（防災危機管理局、環境保全課、関係各課）） 核燃料物質等の運搬中の事故（福岡県が管轄する場所で事象が発生した	17　核燃料物質等の運搬中の事故（福岡県が管轄する場所で事象が発生した場合）に対する防災体制の整備 （国、県警察、市町村、消防機関、原子力事業者等、県（防災危機管理局、環境保全課、関係各課）） 核燃料物質等の運搬中の事故（福岡県が管轄する場所で事象が発生した	

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
場合）による原子力災害の発生及び拡大の防止のため、県、県警察、国、海上保安部、市町村、消防機関並びに原子力事業者及び運搬を委託された者（本節及び第３章第３節 14 において「原子力事業者等」という。）は、運搬の特殊性、具体的な事故想定に係る輸送容器の安全性などを踏まえつつ、汚染・漏えいの拡大防止や住民などの避難等の危険時の措置を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。その際、原子力事業者等は、核物質防護上問題を生じない範囲において、海上保安本部などに必要な運搬情報の提供などの協力に努める。 ※　玄海原子力発電所で用いる核燃料物質（新燃料、使用済燃料）については、通常、福岡県の管轄地域を通過することはない。	場合）による原子力災害の発生及び拡大の防止のため、県、県警察、国、海上保安部、市町村、消防機関並びに原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者（本節及び第３章第３節 14 において「原子力事業者等」という。）は、運搬の特殊性、具体的な事故想定に係る輸送容器の安全性などを踏まえつつ、汚染・漏えいの拡大防止や住民などの避難等の危険時の措置を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。その際、原子力事業者等は、核物質防護上問題を生じない範囲において、海上保安本部などに必要な運搬情報の提供などの協力に努める。 ※　玄海原子力発電所で用いる核燃料物質（新燃料、使用済燃料）については、通常、福岡県の管轄地域を通過することはない。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正
第３節　県民などの防災力の向上 １　原子力防災に関する知識の普及・啓発 （国（原子力規制委員会、消防庁）、糸島市、その他市町村、原子力事業者、県（防災危機管理局、関係各課）） 平常時から県民などの原子力防災に対する意識の向上を図るため、県、国、糸島市、その他市町村及び原子力事業者は、次に掲げる事項について継続的な広報活動を実施する。 防災知識の普及・啓発に際しては、要配慮者や被ばくによる健康リスクが高い青少年への普及・啓発が図られるよう努める。 ①～⑨　略	第３節　県民などの防災力の向上 １　原子力防災に関する知識の普及・啓発 （国（原子力規制委員会、消防庁）、糸島市、その他市町村、原子力事業者、県（防災危機管理局、関係各課）） 平常時から県民などの原子力防災に対する意識の向上を図るため、県、国、糸島市、その他市町村及び原子力事業者は、次に掲げる事項について継続的に啓発活動を実施する。 また、防災知識の普及・啓発に当たっては、特に要配慮者や被ばくによる健康リスクが高い青少年への普及・啓発が図られるよう努める。 ①～⑨　略	記載の適正化
２　防災訓練の実施 （国、佐賀県、長崎県、県警察、糸島市、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、各部主管課、関係各課）） 県、県警察、糸島市、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関は、その役割に応じ、防災業務関係者の知識の習得や技術の習熟、防災関係機関相互の連携に加え、県民の防災意識の高揚を図るため、国などの支援を受けて訓練計画を策定するとともに、実践的な訓練を定期的に実施する。 (1)　略 (2)　訓練の実施 ア　訓練 県、県警察、糸島市、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関は、策定した計画に基づき、定期的に訓練を実施し、防災業務関係者の知識の習得、防災業務関係者の技術の習熟及び防災関係機関相互の連携を図る。	２　防災訓練の実施 （国、佐賀県、長崎県、県警察、糸島市、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、各部主管課、関係各課）） 県、県警察、糸島市、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関は、その役割に応じ、防災業務関係者の知識の習得や技術の習熟、防災関係機関相互の連携に加え、県民の防災意識の高揚を図るため、国などの支援を受けて訓練計画を策定するとともに、実践的な訓練を定期的に実施する。 (1)　略 (2)　訓練の実施 ア　訓練 県、県警察、糸島市、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関は、策定した計画に基づき、定期的に訓練を実施し、住民や防災業務関係者の知識の習得、技術の習熟及び防災関係機関相互の連携を図る。	記載の適正化
イ　国の総合防災訓練 国（原子力防災会議及び原子力規制委員会）が、県及び糸島市等と総合的な防災訓練を実施する場合、県及び糸島市は、国、原子力事業者及び防災関係機関と共同して参加するものとする。	イ　国の総合防災訓練 国（原子力防災会議及び原子力規制委員会）が、県及び糸島市等と総合的な防災訓練を実施する場合、県及び糸島市は、国、原子力事業者及び防災関係機関と共に参加するものとする。	字句の修正
(3)　実践的な訓練の工夫と事後評価 県、県警察、糸島市、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関は、訓練を実施するに当たり、訓練想定について国から助言を受けるとともに、必要に応じて佐賀県及び長崎県と連携した訓練を実施するなど実践的なものとなるよう工夫する。 また、当該訓練の目的及び訓練においてチェックすべき項目を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家なども活用しつつ訓練の評価を行い、必要に応じ、訓練やマニュアルの策定に活かしていくなど原子力防災体制の充実に取り組むものとする。	(3)　実践的な訓練の工夫と事後評価 県、県警察、糸島市、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関は、訓練を実施するに当たり、訓練想定について国から助言を受けるとともに、必要に応じて佐賀県及び長崎県と連携した訓練を実施するなど実践的なものとなるよう工夫する。 また、当該訓練の目的及びチェックすべき項目を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家なども活用しつつ訓練の評価を行い、必要に応じ、訓練やマニュアルの策定に活かしていくなど原子力防災体制の充実に取り組むものとする。	記載の適正化
３　略	３　略	

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
第３章　災害応急対策	**第３章　災害応急対策**	
第１節　略	第１節　略	
第２節　活動体制の確立 １　即応体制の確立 （国、他の都道府県、県警察、糸島市、その他市町村、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、各部主管課、関係各課）） 県、糸島市及び防災関係機関は、原子力災害に対処するため、災害対策本部などを設置し、活動体制を確立する。 (1)　活動体制の確立 ア　県の活動体制 (ｱ)　略 (ｲ)　災害警戒本部 a～d　略 e　国などとの情報共有 県は、派遣した職員に対し、県が行う応急対策の状況及び緊急事態応急対策の準備状況などについて随時連絡する。また、派遣職員は、国などの対応状況を災害対策本部に報告するなど国などとの連絡・調整を行い、情報の共有化を図る。 f～g　略 (ｳ)　略 イ　略 ウ　その他市町村の活動体制 その他市町村は、速やかに職員の非常参集、緊急時モニタリングへの協力体制の確立及び情報の収集・連絡体制の確立など必要な措置をとるとともに、県、国、糸島市及び原子力事業者等の関係機関と密接な連携を図るものとする。 また、対象地域において避難等のための立ち退きの勧告又は指示が出された場合、避難先となる市町村においては、指定避難所などの設置及び避難者の誘導など必要な支援を行う体制をとる。 エ　略 (2)～(5)　略 ２　略	第２節　活動体制の確立 １　即応体制の確立 （国、他の都道府県、県警察、糸島市、その他市町村、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、各部主管課、関係各課）） 県、糸島市及び防災関係機関は、原子力災害に対処するため、災害対策本部などを設置し、活動体制を確立する。 (1)　活動体制の確立 ア　県の活動体制 (ｱ)　略 (ｲ)　災害警戒本部 a～d　略 e　国などとの情報共有 県は、派遣した職員に対し、県が行う応急対策の状況及び緊急事態応急対策の準備状況などについて随時連絡する。また、派遣職員は、国などの対応状況を災害対策本部に報告するなど国等との連絡・調整を行い、情報の共有化を図る。 f～g　略 (ｳ)　略 イ　略 ウ　その他市町村の活動体制 その他市町村は、速やかに職員の非常参集、緊急時モニタリングへの協力体制の確立及び情報の収集・連絡体制の確立など必要な措置をとるとともに、県、国、糸島市及び原子力事業者等の関係機関と密接な連携を図るものとする。 また、対象地域において避難等のための立ち退きの指示が出された場合、避難先となる市町村においては、指定避難所などの設置及び避難者の誘導など必要な支援を行う体制をとる。 エ　略 (2)～(5)　略 ２　略	字句の修正 原子力災害対策特別措置法改正に基づく修正
第３節　応急対策活動の実施 １　情報収集・伝達 （国、佐賀県、長崎県、県警察、糸島市、その他市町村、糸島市消防本部、原子力事業者、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、各部主管課、関係各課）） 県は、原災法に基づき、原子力事業者から非常時の情報連絡を受けた場合、情報収集事態若しくは警戒事態を覚知した場合又は全面緊急事態が発生し緊急事態宣言が発出された場合は、県警察、国、佐賀県、長崎県、糸島市、その他市町村、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して迅速かつ的確な情報収集・伝達を行う。 (1)　事態発生情報などの連絡 ア　情報収集事態発生の情報連絡 (ｱ)　略 (ｲ)　県からの連絡 県は、情報収集事態の発生を覚知した場合、又は情報収集事態の	第３節　応急対策活動の実施 １　情報収集・伝達 （国、佐賀県、長崎県、県警察、糸島市、その他市町村、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、各部主管課、関係各課）） 県は、原災法及び協定に基づき、原子力事業者から非常時の情報連絡を受けた場合、情報収集事態、警戒事態若しくは敷地施設緊急事態を覚知した場合又は全面緊急事態が発生し緊急事態宣言が発出された場合は、県警察、国、佐賀県、長崎県、糸島市、その他市町村、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して迅速かつ的確な情報収集・伝達を行う。 (1)　事態発生情報などの連絡 ア　情報収集事態発生の情報連絡 (ｱ)　略 (ｲ)　県からの連絡 県は、情報収集事態の発生を覚知した場合、又は情報収集事態の	記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
連絡を国（原子力規制委員会）から受けた場合には、連絡体制の確立などの必要な体制をとる。また、情報収集事態の発生について、関係する指定地方公共機関に連絡する。	連絡を国（原子力規制委員会）等から受けた場合には、連絡体制の確立など必要な体制をとる。また、情報収集事態の発生について、関係する指定地方公共機関に連絡する。	字句の修正
イ　警戒事態発生の情報連絡	イ　警戒事態発生の情報連絡	
(ｱ)　原子力事業者の通報 原子力事業者の原子力防災管理者は、警戒事態が発生した場合は、県、国（原子力規制委員会）及び糸島市へ連絡するとともに、その他防災関係機関などへの連絡に備える。	(ｱ)　原子力事業者の通報 原子力事業者の原子力防災管理者は、県、国（原子力規制委員会）及び糸島市に対し、警戒事態発生の連絡をするとともに、その他防災関係機関などへの連絡に備える。	記載の適正化
(ｲ)　国からの連絡 国（原子力規制委員会）は、警戒事態に該当する自然災害を覚知した場合又は原子力事業者からの情報を基に警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、県、県民及び関係省庁に情報提供を行う。	(ｲ)　国からの連絡 国（原子力規制委員会）は、警戒事態に該当する自然災害を覚知した場合又は原子力事業者からの情報を基に警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、県及び関係省庁に情報提供を行う。	記載の適正化
(ｳ)　略	(ｳ)　略	
(ｴ)　糸島市からの連絡 糸島市は、県及び原子力事業者から情報連絡を受けた場合など警戒事態の発生を覚知した場合には、連絡体制の確立などの必要な体制をとる。また、警戒事態の発生を覚知した事項について、区長、消防団、農協及び漁連・漁協などの関係機関に連絡する。	(ｴ)　糸島市からの連絡 糸島市は、県及び原子力事業者から情報連絡を受けた場合など警戒事態の発生を覚知した場合には、連絡体制の確立などの必要な体制をとる。また、警戒事態の発生を覚知した事項について、行政区長、消防団、農協及び漁連・漁協などの関係機関に連絡する。	記載の適正化
ウ　施設敷地緊急事態発生の情報連絡など	ウ　施設敷地緊急事態発生の情報連絡など	
(ｱ)　原子力事業者からの通報 原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態が発生した場合、直ちに、県、国、及び糸島市など施設敷地緊急事態発生時の情報伝達経路に掲げる機関に当該事象について文書で送信するとともに、その着信を確認する。 なお、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問合せについては、簡潔、明瞭に行うよう努める。	(ｱ)　原子力事業者からの通報 原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態が発生した場合、原災法及び協定に基づき、直ちに、県、国、及び糸島市など施設敷地緊急事態発生時の情報伝達経路に掲げる機関に当該事象について文書で送信するなど、早急に連絡するとともに、その着信を確認する。 なお、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問合せについては、簡潔、明瞭に行うよう努める。	記載の適正化
(ｲ)　国からの連絡 国（原子力規制委員会）は、通報を受けた事象について、緊急事態宣言を発出すべきか否かを判断し、事象の概要、事象の進展の見通しなど事故情報などについて、県、県警察、糸島市及びその他関係機関に連絡するとともに、連絡体制の確立などの必要な体制をとる。	(ｲ)　国からの連絡 国（原子力規制委員会）は、通報を受けた事象について、緊急事態が発生しているか否かを判断し、事象の概要、事象の進展の見通しなど事故情報などについて、県、県警察、糸島市及びその他関係機関に連絡するとともに、連絡体制の確立など必要な体制をとる。	防災基本計画(R03.5 修正)に基づく修正 字句の修正
(ｳ)　国の専門官の確認など 原子力保安検査官は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに、現場の状況などを確認し、その結果を速やかに原子力防災専門官へ連絡する。 原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県、国（原子力規制委員会）及び糸島市に連絡する。	(ｳ)　国の専門官の確認など 原子力運転検査官は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに、現場の状況などを確認し、その結果を速やかに原子力防災専門官へ連絡する。 原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県、国（原子力規制委員会）及び糸島市に連絡する。	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正
(ｴ)　県からの連絡 県は、国（原子力規制委員会）、原子力防災専門官又は原子力事業者から情報連絡を受けた事項について、県警察、気象台、自衛隊、海上保安部、糸島市、その他市町村、消防機関、原子力災害拠点病院及びその他防災関係機関に連絡するとともに、連絡体制の確立などの必要な体制をとる。	(ｴ)　県からの連絡 県は、国（原子力規制委員会）、原子力防災専門官又は原子力事業者から情報連絡を受けた事項について、県警察、気象台、自衛隊、海上保安部、糸島市、その他市町村、消防機関、原子力災害拠点病院及びその他防災関係機関に連絡するとともに、連絡体制の確立など必要な体制をとる。	字句の修正
(ｵ)　糸島市からの連絡 糸島市は、県又は原子力事業者から情報連絡を受けた事項について、区長、消防団、農協及び漁連・漁協などの関係機関に連絡す	(ｵ)　糸島市からの連絡 糸島市は、県又は原子力事業者から情報連絡を受けた事項について、行政区長、消防団、農協及び漁連・漁協などの関係機関に連絡	記載の適正化

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
るとともに、連絡体制の確立などの必要な体制をとる。 なお、「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）」の直接速報基準に該当する火災・災害などについては、直接消防庁へ報告する。	するとともに、連絡体制の確立など必要な体制をとる。 なお、「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）」の直接即報基準に該当する火災・災害などについては、直接消防庁へ報告する。	字句の修正 字句の修正
エ　平常時モニタリングで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を検出した場合の通報 (ｱ)　略 (ｲ)　原子力防災専門官の確認 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに、原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示し、その結果について県に連絡する。 (ｳ)　略	エ　平常時モニタリングで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を検出した場合の通報 (ｱ)　略 (ｲ)　原子力防災専門官の確認 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに、原子力運転検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示し、その結果について県に連絡する。 (ｳ)　略	防災基本計画(R02.5修正)に基づく修正

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
［ 情報収集事態及び警戒事態発生時の情報伝達経路 ］ 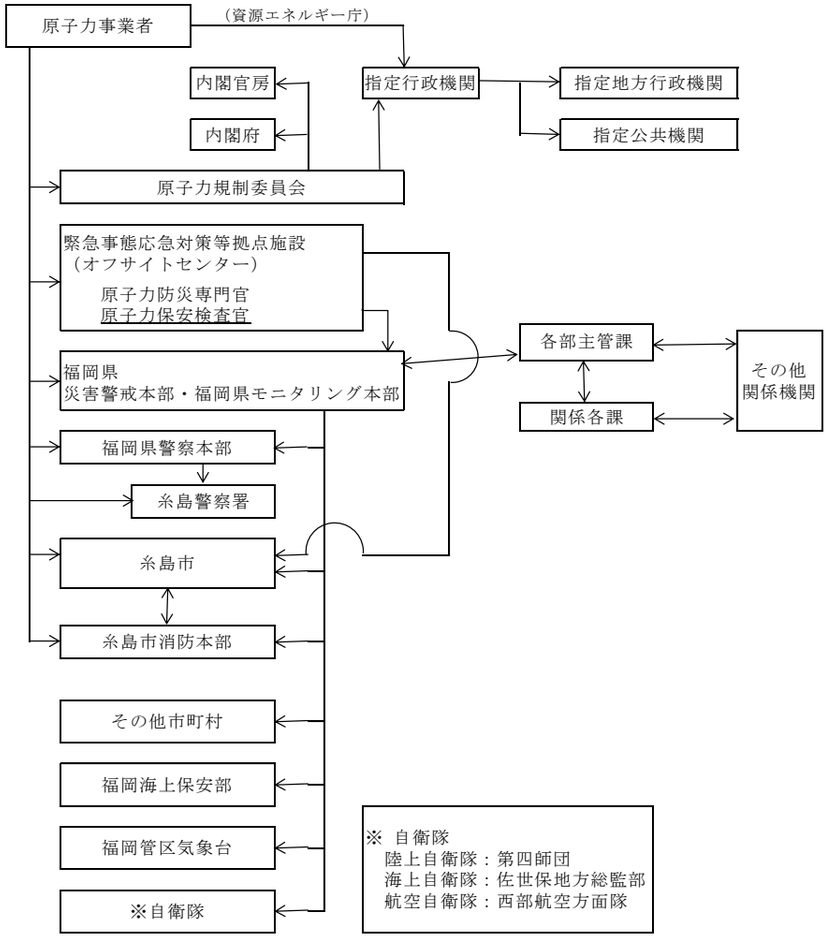 	［ 情報収集事態及び警戒事態発生時の情報伝達経路 ］ 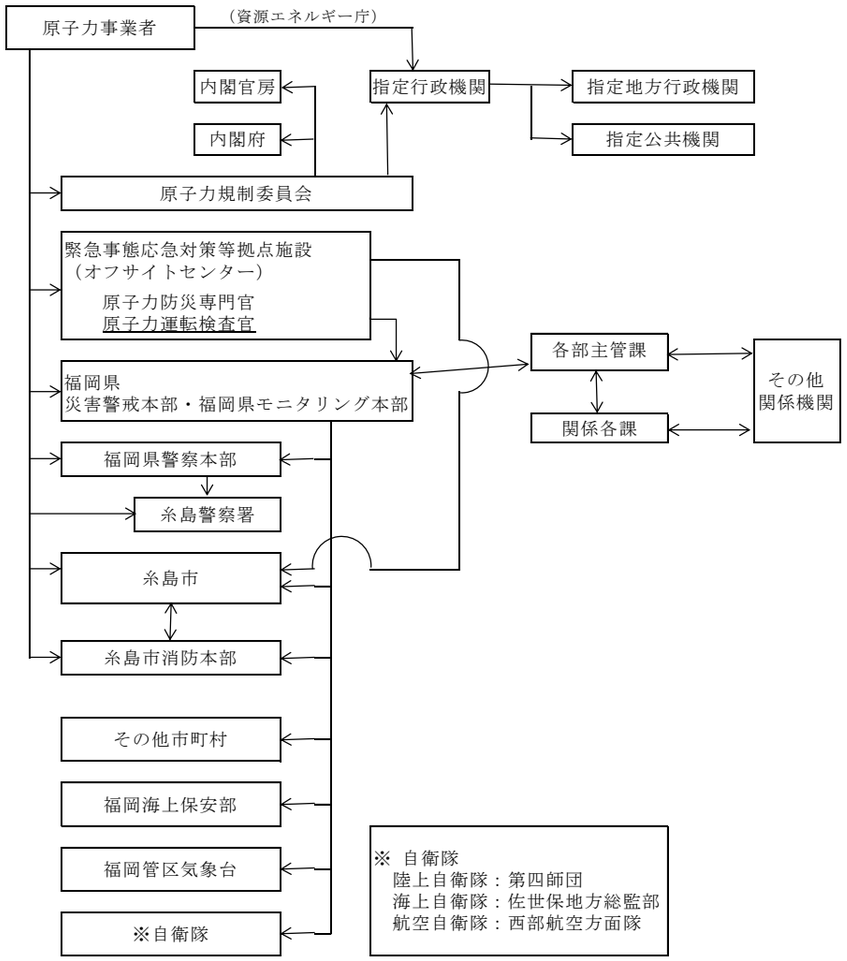 	記載の適正化

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
［ 施設敷地緊急事態発生時の情報伝達経路 ］ 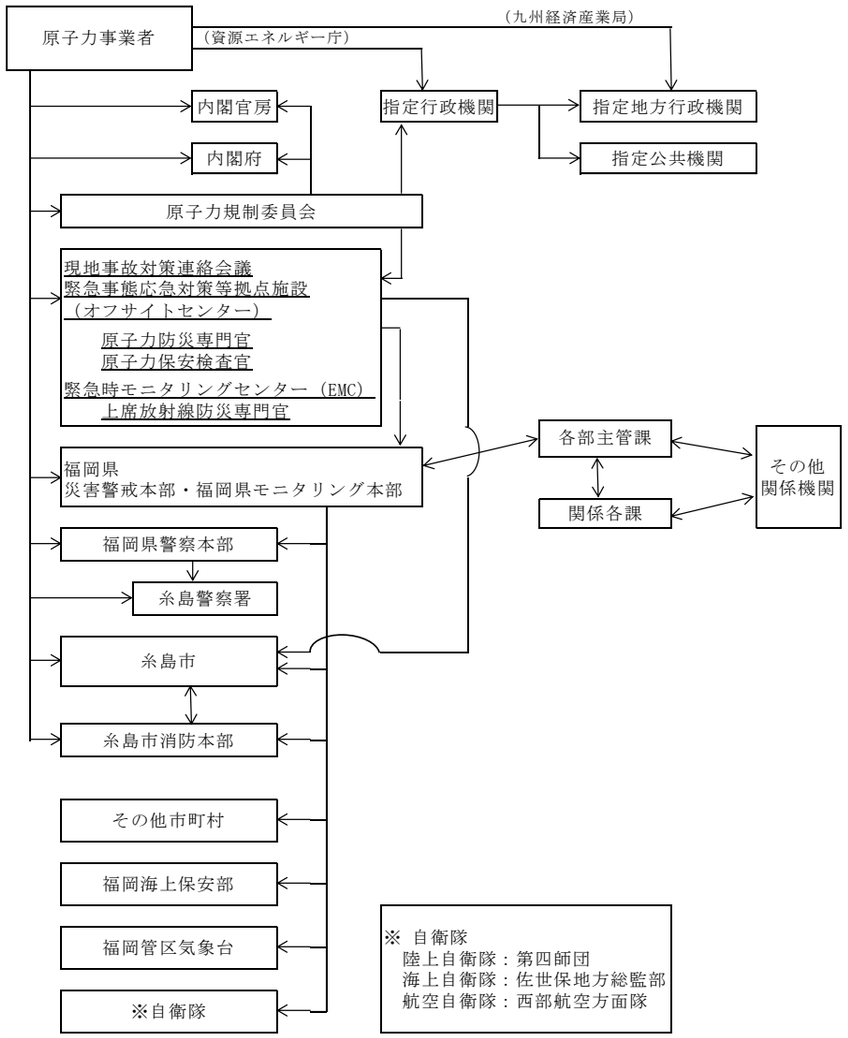 	［ 施設敷地緊急事態発生時の情報伝達経路 ］ 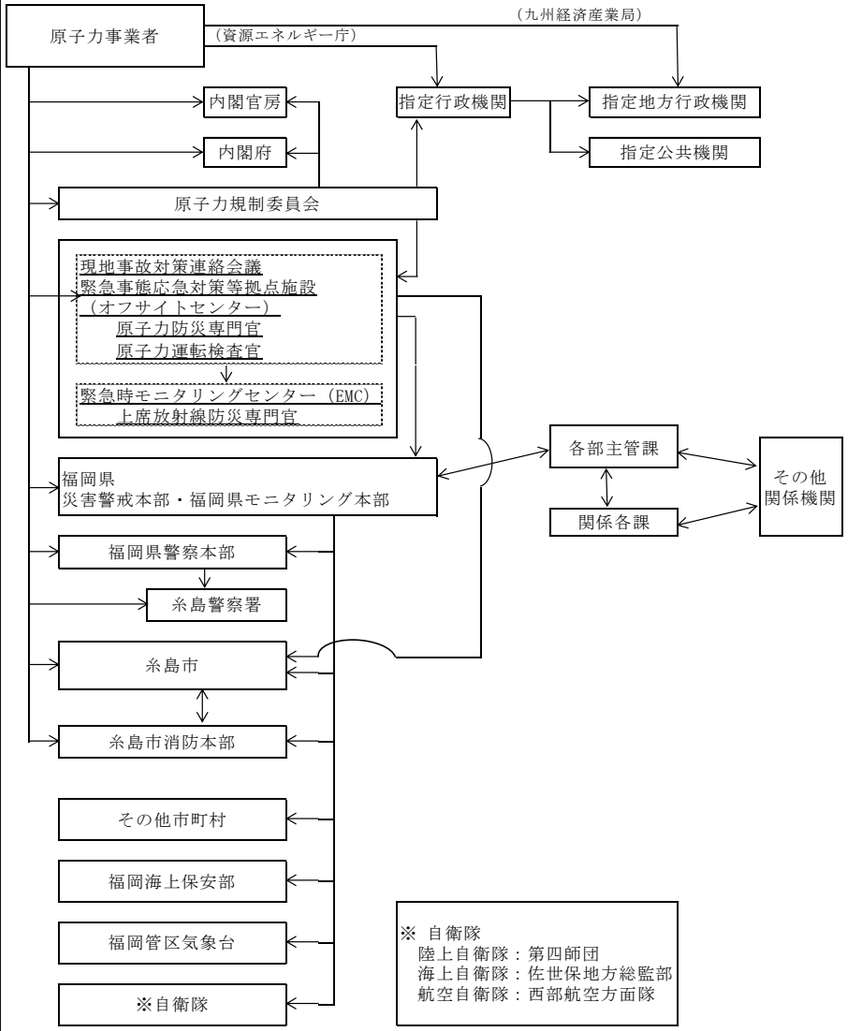 	記載の適正化

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
［ 全面緊急事態が発生し緊急事態宣言が発出された後の情報伝達経路 ］ 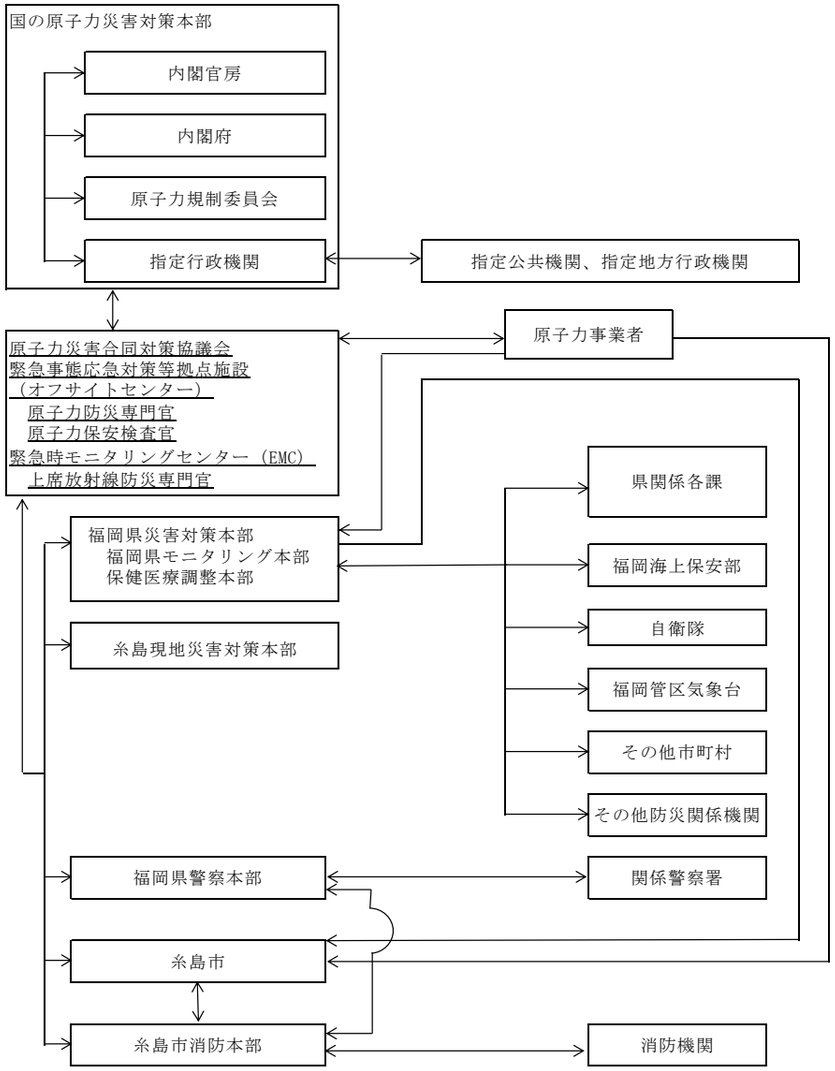 	［ 全面緊急事態が発生し緊急事態宣言が発出された後の情報伝達経路 ］ 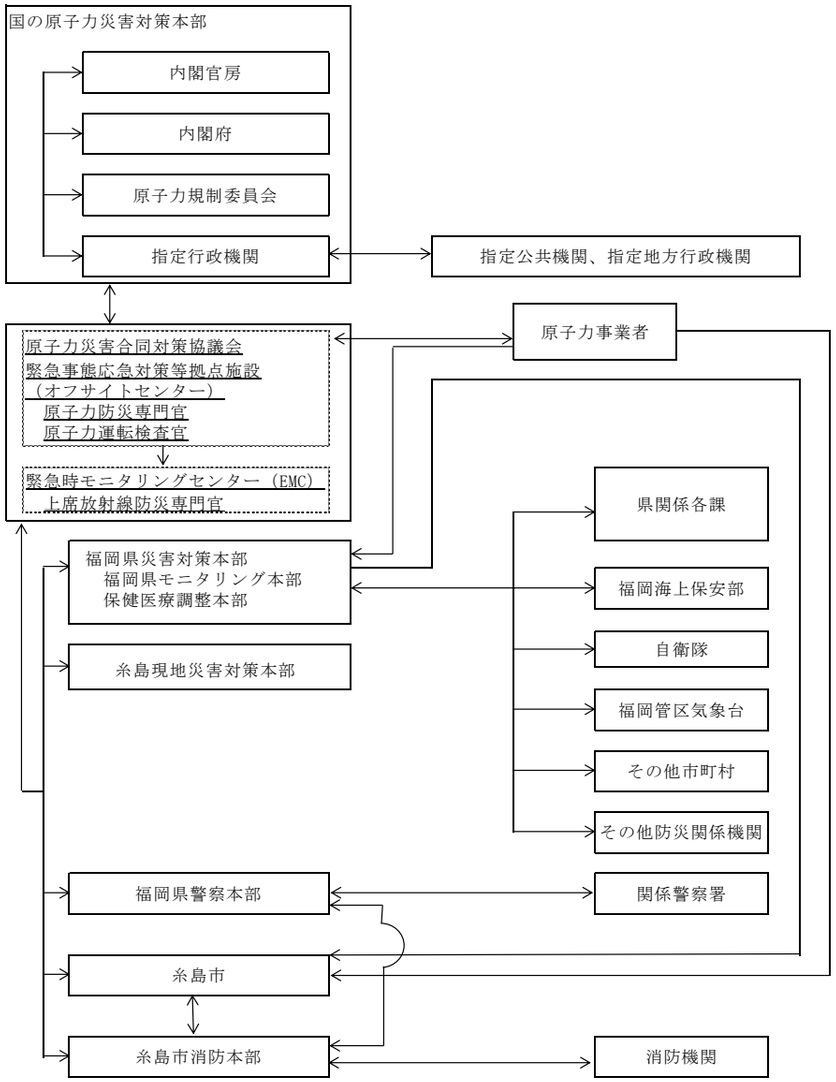 	記載の適正化

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
(2)　応急対策活動情報の連絡 ア　施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡 (ｱ)　原子力事業者の情報連絡 原子力事業者は、県、国、原子力防災専門官及び糸島市などに施設の状況、応急対策活動の状況及び被害状況などについて定期的に文書をもって連絡するとともに、状況に変化がある場合は、直ちに、連絡する。 なお、情報連絡を受けた事象に関する原子力事業者への問合せについては、簡潔、明瞭に行うよう努める。 (ｲ)　略 (ｳ)　県と関係機関との連携 県は、県警察、気象台、海上保安部、自衛隊、佐賀県、長崎県及びその他防災関係機関との間において、国（原子力規制委員会）及び原子力事業者から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況などを随時連絡するなど、連絡を密にする。 (ｴ)　糸島市と関係機関との連携 糸島市は、関係機関との間において、国（原子力規制委員会）及び原子力事業者から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況などを随時連絡するなど、連絡を密にする。 (ｵ)　現地事故対策連絡会議との連携 県、糸島市及び原子力事業者は、国の現地事故対策連絡会議が設置された場合は、当該機関との連絡を密にする。 イ　全面緊急事態が発生し緊急事態宣言が発出された後の応急対策活動情報、災害情報の連絡及び調整など (ｱ)　情報の共有 県、国（原子力災害現地対策本部）、糸島市、原子力事業者及びその他防災関係機関は、オフサイトセンターにおいて情報収集活動を行う。 県は、オフサイトセンター内に設置される合同対策協議会において、原子力施設の状況やモニタリング情報、医療関係情報、屋内退避や住民の避難等の状況などについて、国などの防災関係機関との連絡・協議により、常時継続的に災害情報を共有し、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。 (ｲ)　略 (3)　一般回線が使用できない場合の対処 地震や津波などの影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線及び防災行政無線などを活用し、情報収集・連絡を行うものとする。 ２　緊急時モニタリング活動 （国、佐賀県、長崎県、糸島市、その他市町村、原子力事業者、その他モニタリング関係機関、県（防災危機管理局、環境保全課、保健環境研究所、関係各課）） 緊急時モニタリング活動は、この計画に定めるもののほか、県の策定する「緊急時モニタリング計画」、国の策定する「緊急時モニタリング実施計画」などに基づき実施する。 (1)　略 (2)　緊急時モニタリングなどの実施 ア～イ　略 ウ	(2)　応急対策活動情報の連絡 ア　施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡 (ｱ)　原子力事業者の情報連絡 原子力事業者は、県、国、原子力防災専門官及び糸島市などに施設の状況、応急対策活動の状況及び被害状況などについて定期的に文書などで連絡するとともに、状況に変化がある場合は、直ちに、連絡する。 なお、情報連絡を受けた事象に関する原子力事業者への問合せについては、簡潔、明瞭に行うよう努める。 (ｲ)　略 (ｳ)　県と関係機関との連携 県は、県警察、気象台、海上保安部、自衛隊、佐賀県、長崎県及びその他防災関係機関との間において、国（原子力規制委員会）及び原子力事業者から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況などを随時連絡するなど、相互に連絡を密にする。 (ｴ)　糸島市と関係機関との連携 糸島市は、関係機関との間において、国（原子力規制委員会）及び原子力事業者から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況などを随時連絡するなど、相互に連絡を密にする。 (ｵ)　現地事故対策連絡会議との連携 県、糸島市及び原子力事業者は、国の現地事故対策連絡会議が設置された場合は、相互に連絡を密にする。 イ　全面緊急事態が発生し緊急事態宣言が発出された後の応急対策活動情報、災害情報の連絡及び調整など (ｱ)　情報の共有 県、国（原子力災害現地対策本部）、糸島市、原子力事業者及びその他防災関係機関は、オフサイトセンターにおいて情報収集活動を行う。 また、県は、オフサイトセンター内に設置される合同対策協議会において、原子力施設の状況やモニタリング情報、医療関係情報、屋内退避や住民の避難等の状況など、国などの防災関係機関との連絡・協議により、継続的に災害情報等を共有し、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。 (ｲ)　略 (3)　一般回線が使用できない場合の対処 県、糸島市、原子力事業者及びその他防災関係機関は、地震や津波などの影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線及び防災行政無線などを活用し、情報収集・連絡を行うものとする。 ２　緊急時モニタリング活動 （国、佐賀県、長崎県、糸島市、その他市町村、原子力事業者、その他モニタリング関係機関、県（防災危機管理局、環境保全課、保健環境研究所、関係各課）） 緊急時モニタリング活動は、この計画に定めるもののほか、県の策定する「緊急時モニタリング計画」、国の策定する「緊急時モニタリング実施計画」などに基づき実施する。 (1)　略 (2)　緊急時モニタリングなどの実施 ア～イ　略 ウ	字句の修正 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
(ｱ)～(ｲ)　略 (ｳ)　「緊急時モニタリング実施計画」の改定への参画 国は、原子力施設の状況、放射線状況及び防護措置の実施状況などに応じて「緊急時モニタリング実施計画」を適宜改定する。 県は、緊急時モニタリングセンターの構成機関として、緊急時モニタリングセンターを通じてこの改定に協力する。	(ｱ)～(ｲ)　略 (ｳ)　「緊急時モニタリング実施計画」の改訂への参画 国は、原子力施設の状況、放射線状況及び防護措置の実施状況などに応じて「緊急時モニタリング実施計画」を適宜改訂する。 県は、緊急時モニタリングセンターの構成機関として、緊急時モニタリングセンターを通じてこの改訂に協力する。	字句の修正
エ　略 (3)　緊急時モニタリング結果の報告・共有 緊急時モニタリングセンターは、モニタリング結果の妥当性を確認し、原子力規制委員会（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）及びオフサイトセンター放射線班と速やかに結果を共有する。 また、原子力災害対策本部が行ったモニタリング結果の評価などをオフサイトセンター放射線班と共有する。 緊急時モニタリング結果や評価については、オフサイトセンター放射線班から関係県などに連絡する。	エ　略 (3)　緊急時モニタリング結果の報告・共有 緊急時モニタリングセンターは、モニタリング結果の妥当性を確認し、原子力規制委員会（原子力緊急事態発出後においては、原子力災害対策本部）及びオフサイトセンター放射線班と速やかに結果を共有する。 また、原子力災害対策本部が行ったモニタリング結果の評価などをオフサイトセンター放射線班と共有する。 緊急時モニタリング結果や評価については、オフサイトセンター放射線班から関係県などに連絡する。	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正
３　県民などへの的確な情報提供活動 （国（原子力規制委員会、内閣官房、内閣府、第七管区海上保安本部）、糸島市、その他市町村、原子力事業者、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、県民情報広報課、各部主管課、関係各課、保健福祉（環境）事務所）	３　県民などへの的確な情報提供活動 （国（原子力規制委員会、内閣官房、内閣府、第七管区海上保安本部）、糸島市、その他市町村、原子力事業者、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、県民情報広報課、各部主管課、関係各課、保健福祉（環境）事務所））	字句の修正
原子力災害が発生した場合に県民などの危険回避などに資するため、県、糸島市、その他市町村及び防災関係機関は、テレビ・ラジオなどの有効活用、防災行政無線や広報車などあらゆる手段を活用し、必要に応じて専門家の助言を得ながら、災害に関する情報の迅速かつ的確な提供に努めるとともに、県民などの問合せに対応するため相談窓口を設置する。	原子力災害が発生した場合、県、糸島市、その他市町村及び防災関係機関は、テレビ・ラジオ、防災行政無線や広報車などあらゆる手段を活用し、必要に応じて専門家の助言を得ながら、災害に関する情報を迅速かつ的確に提供するとともに、県民などの問合せに対応するため相談窓口を設置する。	記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化
(1)　県民などへの情報提供活動 ア　県民などへの広報 県は、原子力災害の特殊性を勘案し、県民などに対する危険回避のための情報を含め、的確な情報提供が迅速に行われるよう、国（原子力規制委員会）、糸島市、その他市町村及び防災機関などの連携を図るとともに、放送事業者等報道関係機関への報道要請によるテレビ・ラジオ等の有効活用や、メール配信システムなどの活用により、県民などへの情報提供を図る。 糸島市は、住民等への情報提供を図るため、次の方法等あらゆる手段を用いて情報提供活動を実施する。 (ｱ)～(ｶ)　略 また、その他市町村は、あらゆる手段を用いて、次の事項について情報提供活動を実施する。 (ｱ)～(ｴ)　略 海上保安部は、船舶などへの航行警報を行うとともに、巡視船艇により周知を図る。 イ　実施方法 県民などへの情報提供に当たっては、次のことに配慮する。 (ｱ)　情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ例文を準備し、専門用語や曖昧表現は避けるなど理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。 (ｲ)～(ｴ)　略 ウ　広報内容及び要配慮者への配慮	(1)　県民などへの情報提供活動 ア　県民などへの広報 県は、原子力災害の特殊性を勘案し、県民などに対し、的確な情報提供が迅速に行われるよう、国（原子力規制委員会）、糸島市、その他市町村及び防災機関などの連携を図るとともに、テレビ・ラジオ等を有効活用するための放送事業者等報道関係機関への報道要請や、メール配信システムなどの活用により、県民などへの情報提供を図る。 糸島市は、住民等に対し、次の方法等あらゆる手段を用いて情報提供を図る。 (ｱ)～(ｶ)　略 また、その他市町村は、あらゆる手段を用いて、次の事項について情報提供活動を実施する。 (ｱ)～(ｴ)　略 海上保安部は、船舶などへの航行警報を行うとともに、巡視船艇により周知を図る。 イ　実施方法 県民などへの情報提供に当たっては、次のことに配慮する。 (ｱ)　情報の発信元を明確にするとともに、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。 (ｲ)～(ｴ)　略 ウ　広報内容及び要配慮者への配慮	記載の適正化 記載の適正化

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
県、糸島市及びその他市町村は、県民などのニーズを十分把握し、原子力災害の状況（事故の状況、緊急時モニタリング結果など）、避難情報、緊急時における留意事項、安否情報、医療機関に関する情報、県などが講じている施策に関する情報及び交通規制など県民などに役立つ正確かつきめ細かな情報を提供する。 なお、その際、自主防災組織、自治会及び民生委員・児童委員などと協力・連携し、要配慮者に配慮する。	県、糸島市及びその他市町村は、県民などのニーズを十分把握し、原子力災害の状況（事故の状況、緊急時モニタリング結果など）、避難情報、緊急時における留意事項、安否情報、医療機関に関する情報、県などが講じている施策に関する情報及び交通規制など有益な情報を正確かつきめ細かに提供する。 なお、その際、自主防災組織、自治会及び民生委員・児童委員などと協力・連携し、要配慮者に配慮する。	記載の適正化
エ　広報内容の確認 県、国、糸島市及び原子力事業者は、合同対策協議会で行われた協議を踏まえ、十分に内容を確認した上で、県民などに対する情報の公表及び広報活動を行う。 また、発表内容や時期については、国の原子力災害現地対策本部、指定行政機関及び原子力事業者等と相互に連絡を取りあうものとする。	エ　広報内容の確認 県、国、糸島市及び原子力事業者は、合同対策協議会で行われた協議を踏まえ、十分に内容を確認した上で、県民などに対し、情報の公表及び広報活動を行う。 また、発表内容や時期については、国の原子力災害現地対策本部、指定行政機関及び原子力事業者等と相互に連絡を取りあうものとする。	字句の修正
オ　多様な情報提供手段の活用 県、国、糸島市及びその他市町村は、安否情報、交通情報及び各種問合せ先など県民などが随時入手したいという情報を、ホームページなどを活用し、情報提供に努める。	オ　多様な情報提供手段の活用 県、国、糸島市及びその他市町村は、安否情報、交通情報及び各種問合せ先など県民などに有益な情報を、ホームページなどを活用して提供に努める。	記載の適正化
(2)　誤情報の拡散への対処 県、国、糸島市及びその他市町村は、ホームページなどの情報を注視し、誤情報の拡散が発生した場合は、公式見解をいち早く発表するなど誤情報の拡散抑制に努める。	(2)　誤情報の拡散への対処 県、国、糸島市及びその他市町村は、県民等へ提供した情報について、ホームページなどを注視し、誤情報の拡散抑制に努めるとともに、誤情報が確認された場合は、公式見解を迅速に発表する。	記載の適正化
(3)　県民等からの問合せに対する対応 県、国、糸島市、その他市町村及び原子力事業者は、速やかに県民などからの問合せに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を確立する。当該窓口は、事故の状況を考慮し、必要に応じて 24 時間受付体制等の対応を実施する。 また、県、国、糸島市、その他市町村及び原子力事業者は、県民などのニーズを見極め、情報の収集・整理を行うとともに、状況に応じた質疑応答集を作成し、住民相談窓口に備え置くよう努める。	(3)　県民等からの問合せに対する対応 県、国、糸島市、その他市町村及び原子力事業者は、速やかに県民などからの問合せに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を確立する。当該窓口は、事故の状況を考慮し、必要に応じて 24 時間対応可能な体制を構築する。 また、県、国、糸島市、その他市町村及び原子力事業者は、県民などのニーズを見極め、情報の収集・整理を行うとともに、状況に応じた質疑応答集を作成し、住民相談窓口に備え置くよう努める。	記載の適正化
［県民等に対する指示伝達・情報提供の系統図 ］ 略	［県民等に対する指示伝達・情報提供の系統図 ］ 略	
４　緊急輸送活動 （国、県警察、糸島市、消防機関、道路管理者、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、財産活用課、交通政策課、空港対策局空港事業課、福祉総務課、商工政策課、漁業管理課、道路維持課、道路建設課）） 原子力災害が発生した場合に避難、医療・救護活動及び救助・救急活動などを早急に実施するため、県、県警察、国、糸島市、消防機関及びその他防災関係機関は、緊急輸送活動を行う。	４　緊急輸送活動 （国、県警察、糸島市、消防機関、道路管理者、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、財産活用課、交通政策課、空港対策局空港事業課、福祉総務課、商工政策課、漁業管理課、道路維持課、道路建設課）） 原子力災害が発生した場合に、避難、医療・救護活動及び救助・救急活動などを早急に実施するため、県、県警察、国、糸島市、消防機関及びその他防災関係機関は、緊急輸送活動を行う。	
(1)　緊急輸送活動 ア　緊急輸送の対象 緊急輸送の対象は、次のものとする。 (ｱ)～(ｲ)　略 (ｳ)　緊急事態応急対策要員（国現地対策本部要員、合同対策協議会構成員、オフサイトセンターへの派遣要員、糸島現地災害対策本部要員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員など）及び必要な資機材	(1)　緊急輸送活動 ア　緊急輸送の対象 (ｱ)～(ｲ)　略 (ｳ)　緊急事態応急対策要員（国現地対策本部要員、合同対策協議会構成員、オフサイトセンターへの派遣要員、糸島現地災害対策本部要員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員など）及び必要な資機材	記載の適正化

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
(ｴ)～(ｶ)　略 イ　緊急輸送の順位 県、県警察、国、糸島市、消防機関及びその他防災関係機関は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があると認めるときは、次の順位を原則として調整するものとする。 第１順位　救助及び救急活動に必要な輸送 第２順位　避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家及び資機材の輸送 第３順位　災害応急対策を実施するための要員及び資機材の輸送 第４順位　住民などの生活を確保するために必要な物資の輸送 第５順位　その他災害応急対策のために必要な輸送 ウ　緊急輸送体制の確立 (ｱ)　略 (ｲ)　輸送手段の確保 防災関係機関は、自ら保有する車両などを使用し、又は供給可能な関係業者などから調達し、緊急輸送を行うのに必要な車両などの輸送手段を確保する。 糸島市は、必要な輸送手段を確保できない場合、県に対してその調達又は斡旋を要請する。 糸島市からの要請を受けた場合、県は次の措置を講じ、車両など輸送手段の調達、斡旋に努める。 a～c　略 (ｳ)　合同対策協議会での応援要請 県及び糸島市は、上記(ｲ)によっても人員及び車両などが不足するときは、合同対策協議会の場において、人員及び車両などの確保に関する支援を要請する。 (2)　緊急輸送のための交通確保 ア　略 イ　交通規制などによる交通の確保 県警察は、現場の警察官及び関係機関などからの情報に加え、交通監視用テレビ及び車両感知器などを活用して、交通状況を迅速に把握する。 県警察は、緊急輸送を確保するため、被害の状況及び緊急度を考慮して、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。特に、国などから派遣される専門家及び応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関して、緊急通行車両の迅速な確認など必要な配慮を行うよう努めるものとする。 県警察及び道路管理者は、交通規制に当たって、相互に密接な連絡を取るものとする。 ５　原子力災害医療活動 （国、糸島市、その他市町村、消防機関、日本赤十字社福岡県支部、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、原子力事業者、独立行政法人国立病院機構、原子力災害対応医療機関、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、保健医療介護総務課、健康増進課、医療指導課、薬務課、環境保全課）） 原子力災害が発生した場合、放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（それら疑いのある者を含む。以下「被ばく傷病者等」という。）への対応が想定されることから、県、消防機関、自衛隊、原子力事業者及び防災関係機関は、その役割に応じて避難退域時検査や簡易除染、高線量被ば	(ｴ)～(ｶ)　略 イ　緊急輸送の順位 県、県警察、国、糸島市、消防機関及びその他防災関係機関は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、次の順位を原則として調整するものとする。 第１順位　救助及び救急活動に必要な輸送 第２順位　避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家及び資機材の輸送 第３順位　災害応急対策を実施するための要員及び資機材の輸送 第４順位　住民などの生活を確保するために必要な物資の輸送 第５順位　その他災害応急対策のために必要な輸送 ウ　緊急輸送体制の確立 (ｱ)　略 (ｲ)　輸送手段の確保 防災関係機関は、自ら保有する車両や関係業者などの車両を、緊急輸送に必要な車両として輸送手段を確保する。 糸島市は、必要な輸送手段を確保できない場合、県に対してその確保を要請する。 県は、糸島市からの輸送手段確保の要請を受けた場合、次のとおり、車両など輸送手段の確保に努める。 a～c　略 (ｳ)　合同対策協議会での応援要請 県及び糸島市は、上記(ｲ)によっても人員及び車両などが不足するときは、合同対策協議会の場などにおいて、人員及び車両などの確保に関する支援を要請する。 (2)　緊急輸送のための交通確保 ア　略 イ　交通規制などによる交通の確保 県警察は、現場の警察官及び関係機関などからの情報に加え、交通監視用テレビ及び車両感知器などを活用して、交通状況を迅速に把握する。 県警察は、緊急輸送を確保するため、被害の状況及び緊急度を考慮して、一般車両の通行を禁止するなど交通規制を行う。特に、国などから派遣される専門家及び応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関して、緊急通行車両の迅速な確認など必要な配慮を行うよう努める。 県警察及び道路管理者は、交通規制に当たって、相互に密接な連絡を取る。 ５　原子力災害医療活動 （国、糸島市、その他市町村、消防機関、日本赤十字社福岡県支部、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、原子力事業者、独立行政法人国立病院機構、原子力災害対応医療機関、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、保健医療介護総務課、健康増進課、医療指導課、薬務課、環境保全課）） 原子力災害が発生した場合、被ばく傷病者等への対応が想定されることから、県、消防機関、自衛隊、原子力事業者及び防災関係機関は、その役割に応じて避難退域時検査や簡易除染、高線量被ばく傷病者等の治療を行う高度被ばく医療支援センターなどへの搬送などの医療活動を実施する。	記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 （第２章第２節 16 において既出のため）

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
く傷病者等の治療を行う高度被ばく医療支援センターなどへの搬送などの医療活動を実施する。 糸島市、その他市町村及び県医師会などは、指定避難所などにおける住民などの健康管理に配慮するとともに、県が行う避難退域時検査などの原子力災害医療に協力する。 なお、医療活動は、この計画に定めるもののほか、県が別に定める「原子力災害医療マニュアル」に基づき実施する。 (1)　組織など ア～ウ　略 (2)～(4)　略 (5)　住民に対する被ばく線量の把握 県、国及びその他防災関係機関は、連携し、全面緊急事態が発生し原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後一週間以内を目途にできる限り早い時期に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくを把握し、一か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくを把握する。 また、外部被ばく線量の推計などを行うための行動調査を速やかに行う。 なお、モニタリングの結果、放射性セシウム以外の核種の顕著な放出が認められた場合は、これらの核種による被ばく線量の把握についても検討する。 ［原子力災害医療基本活動体制図 ］ 略 ６　略 ７　屋内退避、避難等の防護措置 （国、県警察、糸島市、その他市町村、消防機関、県看護協会、県社会福祉協議会、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、国際局国際政策課・地域課、男女共同参画推進課、私学振興・青少年育成局政策課・私学振興課、保健医療介護総務課、健康増進課、生活衛生課、医療指導課、介護保険課、福祉総務課、子育て支援課、児童家庭課、障がい福祉課、商工政策課、畜産課、漁業管理課、道路維持課、道路建設課、水資源対策課、教育庁総務企画課、教職員課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、体育スポーツ健康課、社会教育課）） 県及び糸島市は、原災法第 20 条第３項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示などに基づき、屋内退避又は避難等の措置を講じるとともに、食料品や生活必需品などの供給対策を実施する。 避難については、この計画に定めるもののほか、県が別に定める「基本計画」及び糸島市が策定する「個別計画」に基づき実施する。 (1)　屋内退避及び避難等の防護措置の実施 ア　避難等の指示など (ｱ)～(ｳ)　略 (ｴ)　ＯＩＬに基づく避難等 県は、国が実施する緊急時モニタリングや放射性物質による汚染状況調査の結果がＯＩＬの値を超え、若しくは超えるおそれがあると認められ、国の指示があった場合は、糸島市に対し、住民などへ避難等のための立ち退きの勧告又は指示の連絡及び必要な緊急事態応急対策を実施するよう伝達するとともに、避難等にともなう支援が必要な場合には、糸島市と連携し、国に要請する。	糸島市、その他市町村及び県医師会などは、指定避難所などにおける住民などの健康管理に配慮するとともに、県が行う避難退域時検査などの原子力災害医療に協力する。 なお、医療活動は、この計画に定めるもののほか、県が別に定める「原子力災害医療マニュアル」に基づき実施する。 (1)　体制・活動内容 ア～ウ　略 (2)～(4)　略 (5)　住民に対する被ばく線量の把握 県、国及びその他防災関係機関は、全面緊急事態が発生し原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後一週間以内を目途にできる限り早い時期に、緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくを把握し、一か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくを把握する。 また、外部被ばく線量の推計などを行うための行動調査を速やかに行う。 なお、モニタリングの結果、放射性セシウム以外の核種の顕著な放出が認められた場合は、これらの核種による被ばく線量の把握についても検討する。 ［原子力災害医療基本活動体制図 ］ 略 ６　略 ７　屋内退避、避難等の防護措置 （国、県警察、糸島市、その他市町村、消防機関、県看護協会、県社会福祉協議会、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、国際局国際政策課・地域課、男女共同参画推進課、私学振興・青少年育成局政策課・私学振興課、保健医療介護総務課、健康増進課、生活衛生課、医療指導課、介護保険課、福祉総務課、子育て支援課、児童家庭課、障がい福祉課、商工政策課、畜産課、漁業管理課、道路維持課、道路建設課、水資源対策課、教育庁総務企画課、教職員課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、体育スポーツ健康課、社会教育課）） 県及び糸島市は、原災法第 20 条第３項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示などに基づき、屋内退避又は避難等の措置を講じるとともに、食料品や生活必需品などの供給対策を実施する。 避難については、この計画に定めるもののほか、県が別に定める「基本計画」及び糸島市が策定する「個別計画」に基づき実施する。 (1)　屋内退避及び避難等の防護措置の実施 ア　避難等の指示など (ｱ)～(ｳ)　略 (ｴ)　ＯＩＬに基づく避難等 県は、国が実施する緊急時モニタリングや放射性物質による汚染状況調査の結果がＯＩＬの値を超え、若しくは超えるおそれがあると認められ、国の指示があった場合は、糸島市に対し、住民などへ避難等のための立ち退きの指示の連絡及び必要な緊急事態応急対策を実施するよう伝達するとともに、避難等にともなう支援が必要な場合には、糸島市と連携し、国に要請する。	記載の適正化 記載の適正化 原子力災害対策特別措置法改正に基づく修正

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
糸島市は、国からの指示などに基づき、住民などに対し、避難等のための立ち退きの勧告又は指示を行うとともに、「個別計画」に定める指定避難所などに職員を派遣し、避難所の運営を行う。 糸島市の「個別計画」に定める指定避難所等が所在する市町は、避難を受入れる場合、指定避難所などにおいて糸島市の体制が整うまでの間、避難者の受入れなど指定避難所等の運営に係る支援など必要な協力を行う。 (ｵ)　略 イ　対象地域を超える地域における避難等 放射性物質の拡散は、原子力災害発生時の気象条件や地形の影響を受けるため、対象地域を越える地域の住民などの避難等が必要となる場合がある。 このような場合、県は、国から事態の規模や時間的な推移に応じた避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、ＯＩＬの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、対象地域を越える市町村に対し、住民等への避難等のための立ち退きの勧告又は指示の連絡及び必要な緊急事態応急対策の実施を指示するとともに、避難等の支援が必要な場合には、当該市町村と連携し、国に要請する。 当該市町村は、国からの指示などに基づき、住民等に対し、避難等のための立ち退きの勧告又は指示など必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、避難等の支援が必要な場合には県と連携し、国に要請する。 迅速かつ円滑な避難等を実施するため、県は、対象地域を越える市町村から避難者数の連絡を受け、あらかじめ把握した県内市町村の指定避難所等の受入れ可能人数を参考として避難先を調整する。 また、県は、市町村が要配慮者を含む避難者数、避難対象地域を明確にした避難個別計画を策定する際、市町村域を越える調整が必要となる場合には、当該市町村からの要請を踏まえ、県において、あらかじめ広域的な調整を行うなど支援するものとするとともに、県内市町村に避難先が拡大する可能性に鑑み、平常時において県が実施する防災訓練の成果など避難等に必要な知見を適宜県内市町村に提供するものとする。 ウ　略 エ　避難状況の確認 糸島市は、避難等のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、戸別訪問及び指定避難所などにおける確認などにより住民等の避難状況の確認を行う。 オ　略 (2)～(3)　略 (4)　避難等及びその勧告・指示の実効を上げるための措置 ア～イ　略 ウ　離島（姫島）における避難等 糸島市は、姫島住民などの避難等に当たり、船舶などの輸送手段を確保する。 移動手段が不足する場合、県は、糸島市からの要請を受け、県有船舶を提供するとともに、防災関係機関に協力を要請する。 県及び糸島市は、姫島からの避難誘導に当たっては、できるだけ早期に避難を開始するよう努めるとともに、悪天候などにより船舶によ	糸島市は、国からの指示などに基づき、住民などに対し、避難等のための立ち退きの指示を行うとともに、「個別計画」に定める指定避難所などに職員を派遣し、避難所の運営を行う。 糸島市の「個別計画」に定める指定避難所等が所在する市町は、避難を受入れる場合、指定避難所などにおいて糸島市の体制が整うまでの間、避難者の受入れなど指定避難所等の運営に係る支援など必要な協力を行う。 (ｵ)　略 イ　対象地域を超える地域における避難等 放射性物質の拡散は、原子力災害発生時の気象条件や地形の影響を受けるため、対象地域を越える地域の住民などの避難等が必要となる場合がある。 このような場合、県は、国から事態の規模や時間的な推移に応じた避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、ＯＩＬの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、対象地域を越える市町村に対し、住民等への避難等のための立ち退きの指示の連絡及び必要な緊急事態応急対策の実施を指示するとともに、避難等の支援が必要な場合には、当該市町村と連携し、国に要請する。 当該市町村は、国からの指示などに基づき、住民等に対し、避難等のための立ち退きの指示など必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、避難等の支援が必要な場合には県と連携し、国に要請する。 迅速かつ円滑な避難等を実施するため、県は、対象地域を越える市町村から避難者数の連絡を受け、あらかじめ把握した県内市町村の指定避難所等の受入れ可能人数を参考として避難先を調整する。 また、県は、市町村が要配慮者を含む避難者数、避難対象地域を明確にした避難個別計画を策定する際、市町村域を越える調整が必要となる場合には、当該市町村からの要請を踏まえ、県において、あらかじめ広域的な調整を行うなど支援するものとするとともに、県内市町村に避難先が拡大する可能性に鑑み、平常時において県が実施する防災訓練の成果など避難等に必要な知見を適宜県内市町村に提供するものとする。 ウ　略 エ　避難状況の確認 糸島市は、避難等のための立ち退き指示等を行った場合は、戸別訪問及び指定避難所などにおける確認などにより住民等の避難状況の確認を行う。 オ　略 (2)～(3)　略 (4)　避難等及びその指示の実効を上げるための措置 ア～イ　略 ウ　離島（姫島）における避難等 糸島市は、姫島住民などの避難等に当たり、船舶などの輸送手段を確保する。 移動手段が不足する場合、県は、糸島市からの要請を受け、県有船舶を提供するとともに、防災関係機関に協力を要請する。 県及び糸島市は、姫島からの避難誘導に当たっては、できるだけ早期に避難を開始するよう努めるとともに、悪天候などにより船舶によ	原子力災害対策特別措置法改正に基づく修正 原子力災害対策特別措置法改正に基づく修正 原子力災害対策特別措置法改正に基づく修正

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
る避難等が困難な場合には、気密性を確保するなどの放射線防護対策を実施している糸島市姫島福祉センター「はまゆう」に一時的に屋内退避するなど特別な配慮を行う。	る避難等が困難な場合には、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大・予防対策を講じ、気密性を確保するなどの放射線防護対策を実施している糸島市姫島福祉センター「はまゆう」等に一時的に屋内退避するなど特別な配慮を行う。	防災基本計画(R02.5修正)に基づく修正
エ　警戒区域設定による立入制限等 糸島市は、避難等を勧告又は指示した区域について、必要に応じ、警戒区域を設定して、当該区域への立ち入りを制限するなど、勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとる。 県警察は、糸島市が避難等を勧告又は指示した区域から、円滑に住民などの避難等が行われるよう、必要な交通規制及び交通整理・誘導を実施するとともに、区域外部からの車両などの進入を制限する。 県は、糸島市が避難等を勧告又は指示した区域に外部から車両等が進入しないよう、関係機関に必要な措置をとるよう要請する。	エ　警戒区域設定による立入制限等 糸島市は、避難等を指示した区域について、必要に応じ、警戒区域を設定して、当該区域への立ち入りを制限するなど、指示の実効を上げるために必要な措置をとる。 県警察は、糸島市が避難等を指示した区域から、円滑に住民などの避難等が行われるよう、必要な交通規制及び交通整理・誘導を実施するとともに、区域外部からの車両などの進入を制限する。 県は、糸島市が避難等を指示した区域に外部から車両等が進入しないよう、関係機関に必要な措置をとるよう要請する。	原子力災害対策特別措置法改正に基づく修正
	オ　感染症の流行下での防護措置 新型コロナウイルス感染症等の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とする。 具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、内閣府が作成した「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」及び福岡県が作成した「避難所運営マニュアル作成指針」等に基づき、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。	防災基本計画(R03.5修正)及び県の独自施策に基づく修正 記載の適正化
(5)～(6)　略	(5)～(6)　略	
(7)　女性や子育てのニーズを踏まえた対応	(7)　女性や性的少数者、子育て家庭等、多様な者のニーズを踏まえた対応	記載の適正化
糸島市は、女性や子育て家庭のニーズを踏まえ、指定避難所等で安全・安心に生活できるよう、物資の提供や指定避難所等の設計・運営について、避難者の肉体的・精神的負担を緩和する対応に努める。	糸島市は、女性や性的少数者、子育て家庭等、多様な者のニーズを踏まえ、指定避難所等で安全・安心に生活できるよう、物資の提供や指定避難所等の設計・運営について、避難者の肉体的・精神的負担を緩和する対応に努める。	記載の適正化
また、県は、性犯罪や配偶者間暴力等の女性に対する暴力を防ぐための警備強化や安全な環境の整備、相談サービスの提供などに十分配慮するものとする。	また、県は、性犯罪や配偶者間暴力等の女性や性的少数者に対する暴力を防ぐための警備強化や安全な環境の整備、相談サービスの提供などに十分配慮するものとする。	記載の適正化
(8)～(10)　略	(8)～(10)　略	
8　学校等、医療機関、社会福祉施設などにおける避難等	8　学校等、医療機関、社会福祉施設などにおける避難等	
（糸島市、学校等、国立・私立の学校等の設置者など、病院など医療機関・社会福祉施設・大規模集客施設などの管理者、県（私学振興・青少年育成局政策課・私学振興課、保健医療介護総務課、医療指導課、介護保険課、福祉総務課、子育て支援課、児童家庭課、障がい福祉課、教育庁総務企画課、教職員課、施設課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、体育スポーツ健康課、社会教育課））	（糸島市、学校等、国立・私立の学校等の設置者など、病院など医療機関・社会福祉施設・大規模集客施設などの管理者、県（私学振興・青少年育成局政策課・私学振興課、保健医療介護総務課、医療指導課、介護保険課、福祉総務課、子育て支援課、児童家庭課、障がい福祉課、教育庁総務企画課、教職員課、施設課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、体育スポーツ健康課、社会教育課））	
学校等、病院など医療機関、社会福祉施設、大規模集客施設などにおいては、避難等の勧告・指示などがあった場合、あらかじめ避難方法、避難経路、誘導責任者及び避難場所などについて策定した避難計画に基づき、迅速かつ安全に避難等を実施する。	学校等、病院など医療機関、社会福祉施設、大規模集客施設などにおいては、避難等の指示などがあった場合、あらかじめ避難方法、避難経路、誘導責任者及び避難場所などについて策定した避難計画に基づき、迅速かつ安全に避難等を実施する。	原子力災害対策特別措置法改正に基づく修正
(1)～(4)　略	(1)～(4)　略	
9　行政機関の避難	9　行政機関の避難	原子力災害対策特別措置法改正に基づく修正
（糸島市、県（防災危機管理局、市町村支援課））	（糸島市、県（防災危機管理局、市町村支援課））	
糸島市は、庁舎の所在地が避難等のための立ち退きの勧告又は指示を受けた場合、あらかじめ定めた避難先へ避難等するとともに、その旨を住民	糸島市は、庁舎の所在地が避難等のための立ち退きの指示を受けた場合、あらかじめ定めた避難先へ避難等するとともに、その旨を住民などへ周知	

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
などへ周知する。 なお、住民などの避難等を優先した上で避難等を実施するものとする。糸島市は、行政機関の避難等に当たり、防災対策に必要な資機材が当該庁舎に置かれている場合には、防災関係機関へ協力を要請し、当該資機材を当該勧告又は指示を受けていない地域の適切な施設へ搬送するものとするが、放射性物質放出後は、搬送を中止する。 また、糸島市は、地域の一部が当該勧告又は指示を受けた地域に含まれ、かつ庁舎などが当該地域に含まれる場合、当該勧告又は指示を受けていない地域の適切な施設において必要な業務を継続するものとする。 県は、糸島市の一部が避難等のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれ、かつ庁舎などが当該地域に含まれる場合、当該勧告又は指示を受けていない地域の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。 10　略 11　飲料水、飲食物の摂取制限など （国、糸島市、その他市町村、農協、漁連・漁協、森林組合、市場などの関係機関、県（県関係機関、県（県民情報広報課、生活衛生課、農山漁村振興課、食の安全・地産地消課、園芸振興課、水田農業振興課、畜産課、林業振興課、漁業管理課、水産振興課、水資源対策課）） 県は、ＯＩＬ及び食品衛生法上の基準値の指標等を踏まえた国の指示又は要請に基づき、糸島市及びその他市町村に、飲料水、飲食物の出荷制限及び摂取制限並びに農林水産物などの採取及び出荷制限を要請する。 (1)　飲料水、飲食物の出荷制限及び摂取制限 県は、ＯＩＬ及び食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指示又は要請に基づき、汚染飲料水（水道水を除く）の飲用禁止、汚染飲食物の出荷制限及び摂取制限など必要な措置をとるよう、糸島市及びその他市町村に要請する。 また、水道水については、ＯＩＬの基準値を踏まえた国の指示又は要請に基づき、他の水道水源への振替、摂取制限など必要な措置をとるよう、糸島市及びその他市町村に要請する。 糸島市及びその他市町村は、国の指示又は要請、並びに国の指示又は要請に基づく県の要請に基づき、汚染飲料水（水道水を除く）の飲用禁止、汚染飲食物の出荷制限及び摂取制限など必要な措置を講じる。 また、水道水については、国の指示又は要請、並びに国の指示又は要請に基づく県の要請に基づき、他の水道水源への振替、摂取制限など必要な措置を講じる。 県、糸島市及びその他市町村は、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の出荷制限及び摂取制限などの措置の内容について、県民などへの周知徹底及び注意喚起に努める。 (2)　略 ［ 飲食物摂取制限に関するＯＩＬ※1 ］ 略 （別表） 略	する。 なお、住民などの避難等を優先した上で避難等を実施するものとする。糸島市は、行政機関の避難等に当たり、防災対策に必要な資機材が当該庁舎に置かれている場合には、防災関係機関へ協力を要請し、当該資機材を当該指示を受けていない地域の適切な施設へ搬送するものとするが、放射性物質放出後は、搬送を中止する。 また、糸島市は、地域の一部が当該指示を受けた地域に含まれ、かつ庁舎などが当該地域に含まれる場合、当該指示を受けていない地域の適切な施設において必要な業務を継続するものとする。 県は、糸島市の一部が避難等のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれ、かつ庁舎などが当該地域に含まれる場合、当該指示を受けていない地域の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。 10　略 11　飲料水、飲食物の摂取制限など （国、糸島市、その他市町村、農協、漁連・漁協、森林組合、市場などの関係機関、県（県関係機関、県（県民情報広報課、生活衛生課、農山漁村振興課、食の安全・地産地消課、園芸振興課、水田農業振興課、畜産課、林業振興課、漁業管理課、水産振興課、水資源対策課）） 県は、原子力災害対策指針の指標等を踏まえた国の指示又は要請に基づき、糸島市及びその他市町村に、飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限並びに農林水産物などの採取及び出荷制限を要請する。 (1)　飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限 県は、原子力災害対策指針の指標等を踏まえた国の指示又は要請に基づき、汚染飲料水（水道水を除く）の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限及び出荷制限など必要な措置をとるよう、糸島市及びその他市町村に要請する。 また、水道水については、原子力災害対策指針の指標等を踏まえた国の指示又は要請に基づき、他の水道水源への振替、摂取制限など必要な措置をとるよう、糸島市及びその他市町村に要請する。 糸島市及びその他市町村は、国の指示又は要請、並びに国の指示又は要請に基づく県の要請に基づき、汚染飲料水（水道水を除く）の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限及び出荷制限など必要な措置を講じる。 また、水道水については、国の指示又は要請、並びに国の指示又は要請に基づく県の要請に基づき、他の水道水源への振替、摂取制限など必要な措置を講じる。 県、糸島市及びその他市町村は、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限及び出荷制限などの措置の内容について、県民などへの周知徹底及び注意喚起に努める。 (2)　略 ［ 飲食物摂取制限に関するＯＩＬ※1 ］ 略 （別表） 略	防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正
※1　ＩＡＥＡでは、ＯＩＬ６に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるＯＩＬ３、その測定のためのスクリーニング基準であるＯ	※1　ＩＡＥＡでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるＯＩＬ３等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニ	原子力災害対策指針(H30.7 修正)に基づく修正

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
ＩＬ５が設定されている。ただし、ＯＩＬ３については、ＩＡＥＡの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、ＯＩＬ５については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。 ※２～※４　略 ※５　その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 の値を参考として数値を設定する。 ※６　略 (3)～(4)　略 (5) 飲料水、飲食物の出荷制限及び摂取制限の解除 県は、ＯＩＬ及び食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指示又は要請に基づき、飲料水、飲食物の出荷制限及び摂取制限、農林水産物などの採取及び出荷制限の解除を糸島市及びその他市町村に実施する。 12　犯罪の予防等社会秩序の維持 （国（第七管区海上保安本部）、県警察、消防機関） 県警察及び海上保安部は、原災法第 17 条に基づく緊急事態応急対策実施区域（避難又は屋内退避を行う区域）及びその周辺（海上を含む）における速やかな治安確保、火災の予防等を図るため、パトロールや生活の安全に関する情報の提供などを行う。 また、避難等のための立ち退きの勧告又は指示を行った区域については、関係機関とともに、勧告又は指示の実効を挙げるために必要な措置をとるものとする。 県警察は、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害の防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民などに対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努める。 13～14　略	ング基準」を定める。 ※２～※４　略 ※５　その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 を参考として数値を設定する。 ※６　略 (3)～(4)　略 (5) 飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限の解除 県は、原子力災害対策指針の指標等を踏まえた国の指示又は要請に基づき、飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限、農林水産物などの採取及び出荷制限の解除を糸島市及びその他市町村に実施する。 12　犯罪の予防等社会秩序の維持 （国（第七管区海上保安本部）、県警察、消防機関） 県警察及び海上保安部は、原災法第 17 条に基づく緊急事態応急対策実施区域（避難又は屋内退避を行う区域）及びその周辺（海上を含む）における速やかな治安確保、火災の予防等を図るため、パトロールや生活の安全に関する情報の提供などを行う。 また、避難等のための立ち退きの指示を行った区域については、関係機関とともに、指示の実効を挙げるために必要な措置をとるものとする。 県警察は、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害の防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民などに対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努める。 13～14　略	記載の適正化 防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正 原子力災害対策特別措置法改正に基づく修正

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
第４章　災害復旧対策 第１節～第２節　略 第３節　被災者の生活再建等の支援 １～７　略 ８　心身の健康相談体制の整備 （国、糸島市、県医師会、県看護協会、県社会福祉協議会、県（健康増進課、医療指導課）） 原子力災害が発生した場合に、住民等の放射線被ばくに関する不安への対応のため、県、国、糸島市、その他市町村、県医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県社会福祉協議会は、心身の健康に関する相談体制を整備する。 県、国及び糸島市は、その他市町村及び防災関係機関の協力を得て住民の被ばく線量を把握するよう努めるとともに、住民を対象として、必要に応じ、長期間にわたる健康調査を実施する。 なお、放射線の影響を受けやすい妊産婦や子供などに十分配慮する。 ９～10　略	**第４章　災害復旧対策** 第１節～第２節　略 第３節　被災者の生活再建等の支援 １～７　略 ８　心身の健康相談体制の整備 （国、糸島市、県医師会、県薬剤師会、県看護協会、県社会福祉協議会、県（健康増進課、医療指導課）） 原子力災害が発生した場合に、住民等の放射線被ばくに関する不安への対応のため、県、国、糸島市、その他市町村、県医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県社会福祉協議会は、心身の健康に関する相談体制を整備する。 県、国及び糸島市は、その他市町村及び防災関係機関の協力を得て住民の被ばく線量を把握するよう努めるとともに、住民を対象として、必要に応じ、長期間にわたる健康調査を実施する。 なお、放射線の影響を受けやすい妊産婦や子供などに十分配慮する。 ９～10　略	記載の適正化

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正　新旧対照表

旧	新	改正理由
第５章　複合災害対策 略	第５章　複合災害対策 略	